

京	都	府
6・29 [7・30] 幕府、京都町奉行の東西2庁を改めて1庁となす。 維新史料綱要		
7・1 将軍徳川慶喜、山城一国の租税(堂上・諸家・寺社領等を除く)を献納し、貢米30万俵の廃止を奏請。 同上		
9・10 [10・7] 京都西新屋敷廓中年寄、近年ますます繁栄するため、祇園その他の諸廓と共に、冥加金(年額3000両)を献納することを幕府に申請。 同上		
12・13 [慶4・1・7] 山城国取締龜山藩主松平信正・同篠山藩主青山忠敏・同膳所藩主本多康穂に京都市中取締を命じ、かつ、仮に町奉行の事務管掌。 同上		
12・16 [1・10] 旧京都町奉行所貯藏の米・金を市民に賑給し、かつ、天明以後の貸附金を免除。 同上		
12・23 [1・17] 新政府、金穀出納所を設置し、参与三岡八郎および林左門に管理を命令(27日学習院をその仮庁舎に充当)。 同上		
この年		
▷ 府下中郡大野村の蒲田善兵衛、綿縮織を創製し、好評。 府著名物産調		
▷ 松林長兵衛、宇治朝日焼を復興。 京焼百年の歩み		
▷ 西陣の高機8組、西機合同して全西陣の絹壳捌所設立を計画し、問屋と機屋の利害不一致で沙汰止み。 日本産業史大系		

参	考	日	本
(1) 物価(慶応3)			
大坂肥後米相場、一石政字銀一貫四百七十五匁(正月)乃至五百九十匁(十月)◆江戸の米価、金一両につき最高一斗一升六合八匁(五月)、最低一斗八升四合三匁(十一月)◆大麦一石銀二百九十匁◆小麦七百八十六匁五分◆大豆七百九十七匁五分◆塩二斗入二十一匁◆酒一石一貫四百五十匁◆種油二貫四百十八匁◆繰錦金一両につき四百六十乃至五百八十目◆讃州白砂糖一貫につき銀十五匁六分乃至二十三匁三分◆舶来極上白砂糖一貫目銀三十五匁五分、同上白三十一匁、中糖二十匁八分◆駿河半紙六締銀百八十匁◆瓦一万枚金四十両◆大工上手間賃十五匁飯料七匁五分◆船運賃大坂より江戸(二十樽十石)金三両二朱◆年末大坂藏米在高三十四万五千俵	政経大年表	2・27 [4・1] パリ万国博覧会開会。	
		4・1 幕府、物価(特に米価)の暴騰 ⁽¹⁾ により人気不穏のため、買占め・売惜しみを禁止し、かつ各村相互融通を命じ、米の現在高を調査。	
		5・1 鹿児島藩、磯之浜に鹿児島紡績所を設立(日本最初の洋式機械紡績所、英人技師6人・日本人職工約200人、ミュール1,800頭・スロッスル1,848頭を設備)。	
		6・5 [7・6] 幕府、大阪の富商鴻池善右衛門・加賀屋久右衛門ら20人に對し、商社の結成、兵庫開港資金の拠立、および貿易の取締を命ずる。	
		6・6 [7・7] 幕府、12・7(慶応4・1・1)から兵庫開港・江戸・大阪開市を布告。	
		6・7 [7・8] 幕府、かさねて安政2分判金・天保2朱判金の通用を停止し、その引換を命令。	
		6・8 [8・7] 幕府、江戸・大阪に國產改所を設け物貨の集散に滞滯ならしめる。	
		8・19 [9・16] 幕府、近畿諸国に対し、兵庫開港に伴う金融のため大阪に創立される商社に金札を発行させるので、これを通用させよと通達。	
		9・9 [10・6] 幕府、関八州の酒造株の停止および各地の醸酒高を1/3に減石することを命ずる。	
		11・19 [12・14] 幕府、畿内とその近国に商社発行の金札流通を布告。	
		11・1 幕府、問屋の外雜穀等の直売買を禁止。	
		この年	
		▷ 物価いよいよ暴騰。	

京	都	府
1・11〔2・4〕市中取締役所を旧東町奉行所に移す。 府史府治類	7・一 京都の湯屋、燃料の松炭値上りで毎月8日、17日、26日を休日とする。 都鄙新聞4	
1・17〔2・10〕京都の農商に対して旧幕府からの公金借金を金穀出納所に還納を命令。 維新史料綱要	7・一 綾部菰製造場創業。 伏見町現勢一班 大5	
1・17〔2・10〕京都の三井三郎助・島田八郎左衛門・小野善助に金穀を予備し、不時に供需方諭示。19日三井・島田・小野共同で1万両を献納。 同上	10・1〔11・14〕会計官を京都府庁内に移転。 政経大年表	
2・3〔2・25〕新政府、三井・小野・島田組を会計局付御為換方に任命。 三井銀行80年史	10・2〔11・15〕京都仮伝馬所を設置。使役規則を制定(郵丁・伝馬の賃錢額限定)。3日開始を布告。 同上	
2・23〔3・16〕京都において太政官日誌発行(明治天皇紀によると2・20、毎月6~13回発行、明16・7・1、官報と改題)。 維新史料綱要	10・10〔11・23〕府、政府発行の金札通用について布令(金札正金の引替料を多分に取った者を処罰する旨)。 布達60号	
2・一 京阪富豪に親征費10万両を献納せざる。 ⁽¹⁾ 同上	10・一 久美浜県商法会所を設け、商法御用懸をおく。 過渡の久美浜	
3・3〔3・26〕京都裁判所を置き、萬里小路博房を総督とする。 百官履歴	10・一 香具屋久兵衛等商法会所へ出仕(香久屋久兵衛・三井元之助・伊勢屋弥太郎・萬屋忠兵衛・竹原屋峰藏を小前の者引立世話役頭に任ずる)。 府史勧業類	
3・一 貨幣分析所を京都二条金座中に設置(久世治作、貨幣改鑄を取調べ4月太政官に金譜1巻を上呈)。 第一銀行史	10・一 府、錢貨を藏匿して流通を妨げないよう達す。明2・3・6再度達す。 布達 日欠、明2・3・6	
4・29〔5・21〕京都裁判所、御一新により仲間の方針決定まで、旧慣により不律を禁ずる旨洛中洛外に布告。 ⁽²⁾ 布令書	10・一 10月・11月に府、市中各小学校に現米6,350石分配。 京都經濟史	
4・一 銅版彫刻家松田敦朝、太政官札の製造に當る。 印刷百年の歩み	11・13〔12・26〕小前引立所を京都の西園寺・了信寺・極楽寺に設置。 府史勧業類	
閏4・25〔6・15〕会計官の下に商法司を京都に設置。 維新史料綱要	11・23〔明2・1・5〕京都府錢預り手券発行。 ⁽³⁾ 布令書	
閏4・29〔6・19〕京都裁判所を京都府と改称、長谷信篤を知事に任す。 布達1号	11・一 商法司出張所を京都市中に分置。 府史勧業類	
閏4・一 古手古道具取締任命(府民千田忠八郎・熊谷仁左衛門)。 府史勧業類	11・一 会計代を管内山城8郡(愛宕・葛野・宇治・紀伊・乙訓・久世・綴喜・相樂)に分設。 府史府治類	
5・17〔7・6〕商売株仲間は府に申出るよう達す。 布達4号	12・15〔1・27〕府民下庄村太郎に商法会所元締を命じる。 府史勧業類	
5・28〔6・30〕掛屋頭取および商法会所(商法司に属す)元締任命(府民三井八郎右衛門・三井次郎衛門等)。 府史勧業類	12・一 新政府金穀出納所へ大丸京都本店および両替店より1千両献金、天皇親征用途として大丸京都本店1万両献納。 大丸250年史	
5・一 梶野荒布製造場創業。 伏見町現勢一班 大5	12・一 西陣織屋仲買仲カ間議定書を取り交す。 西陣織物館記	
5・一 会計官布達により、伏見酒造業者に造酒100石に付金20両を上納させる。 伏見酒造組合誌	12・一 伏見市中の町組五人組を改正、その仕法書を定める。 府史府治類	
5・一 田辺(舞鶴)藩、銀札発行。 舞鶴史話	この年 ▷ 伏見酒造家、不景気のため廃業、酒蔵をこわし燃料等に売る者あり、専門のコボチ屋出現。 伏見酒造組合誌	
5・一 都鄙新聞発刊(8号をもって廃刊、木版印刷)。 日本新聞史	▷ 御一新会計基立金調達 全国調達2856千両、(うち山城調達5691人、1198千両)。 ⁽⁵⁾ 勤王派町人	
7・一 町組五人組仕法改正(町組をあらため上下両大組をおく)。 府史府治類		

参	考	日	本
(1) ① 2・11 京都において三井外9名から5万両調達。	金3万両 三井三郎助・島田八郎右衛門・小野善助	1・17〔2・10〕会計事務課(大蔵省の前身、2月会計事務局と改称)設置。戸口賦税・金穀・用度・營繕・秩祿・倉庫・商法の事務を司る。明2・7・8〔8・15〕大蔵省設置。	
金1万両 下村正太郎	金1万両 伊勢屋弥太郎・竹原弥兵衛・萬屋忠兵衛・甲屋次郎兵衛・萬屋甚兵衛・近江屋九郎三郎	1・29〔2・22〕新政府、京阪の豪商百数十人を二条城に招致し、会計御用を命じ、紙幣準備金(会計基立金)300万両を課する。	
② 2・13 大阪豪商鴻池屋善右衛門ほか15名にも調達を命じ、15日5万両を承諾し、3・1調達。	③ この外 3・2から閏4・8までに多数(大阪・摂津)上納、16万7,287両2分に及んだ。	2・20〔3・13〕新政府、洋銀の価位を1枚金3分に規定し、わが國貨幣同様に通用の旨布告。	
(2) 布告ニ曰ク	今般御一新之折柄ニ付諸株之儀其品ニ寄御取糺モ可有之筈ニ候得共先旧来ノ通被建置候乍併不正之商売致シ或ハ不筋之利潤ヲ占候類之儀無之様可相心得候事、四月	2・23〔3・16〕新政府、新旧貨混用を布告。	
右之通被仰出候間洛中洛外へ不洩様相触可申候 同月二九日	右之通被仰出候間洛中洛外へ不洩様相触可申候 同月二九日	3・16〔4・8〕新政府、大総督府に対し、貨幣改鑄のため旧幕府の江戸金銀座の貨幣铸造を停止し、その器械などを京都に送付することを命じる。	
(3) 小銭、小札不足のため甲屋治郎兵衛以下6名の御掛屋両替に銭600文、同1貫200文、同2貫400文預り手券を作成させる。明2・4・7府布達により4月中錢預り手券を交換。法規分類大全	但仲ヶ間ノ入加無之商売イタシ候者は御取調ノ上商売差止メ候事	4・4〔4・26〕新政府、大総督府駐留の軍費支弁のため金券を発行。	
(4) 酒造株、外諸株一切御廃止に付勝手に商売可致候然ル處商法猥ニ相成候而ハ不相済事ニ付商売仲ケ間被取建候条件仲ケ間入加ノ上商売イタスベキ事	右之通山城國中へ無洩相達スルモノ也	4・18〔5・10〕大総督府、旧幕府の江戸金銀座を接收、ついで軍費不足により通貨(2分金・1朱銀)を増鑄。	
(5) 会計基立金は倒幕戦費と政府資金調達のため全国の都市商人・地主に募債されたもの。全国調達2856千両のうち75.5%は京都・大阪を中心とした畿内に占めた。山城1,198千両(うち京都658千両)摂津690千両(うち大阪521千両)で京都の三井・小野・島田の御為替方三家、大阪の鴻池以下10人の両為替商と株仲間組織に大きく依存。	十一月	閏4・13〔6・3〕新政府、討幕軍東下に際し、大阪の富商に鎮撫費用50万両の支弁を命じる。	
	京都府	閏4・14〔6・4〕新政府、旧貨幣の価位および賡金鑑査法を定め、ついで所定価位による内外貨幣の混用を命じる。	
	京都經濟の振興方策	閏4・19〔6・9〕新政府、新たに金札(太政官札)を発行して歳出を補い、さらにこれを産業興隆のため列藩に貸与することを定める。	
		閏4・21〔6・11〕太政官に会計官を置き、出納・用度・駅逕・營繕・税銀・貨幣・民政の7司を置く(閏4・25商法司(明2・3・15廃止)、4・26商法司大阪支署、5・10租税司設置)、明2・7・8廃止。	
		5・9〔6・28〕新政府、丁銀・豆板銀の通用を停止、新貨鑄造のうえ交換することを布告。	
		5・15〔7・4〕新政府、新紙幣(太政官札)5種4,800万両を発行(10・5・1両・1朱・1分)。	
		5・27〔7・16〕醸酒鑑札を改正、酒税を課す。	
		5・28〔7・17〕新政府、貨幣司出張所を大阪府下長堀に設置し旧制通貨2分金・1分銀増鑄。	
		5・30〔7・19〕新政府、商法大意を頒布。大阪府、過書町に商法会所設置し金札貸下事務を開始。	
		5・一 株座等の独占撤廃。	
		6・6〔7・25〕神奈川裁判所總督、各国公使に対し、1分銀・洋銀交換比率を293対100枚と規定し改鑄交換に応ずる旨通告。	
		6・20〔8・8〕新政府、金銀貨・紙幣の価位に差等を立て金札を正金に両替利得を禁止。	
		7・15〔9・1〕大坂を開港場とする。	
		この年 ▷ 新政府、財政窮乏のため、京阪・東京地方の富商にしばしば献金を命じる。	

京 都 府	
1・31〔3・12〕市中の諸組を改正し、上下両大組の小組を各1番から33番までに改める。 府史	7・2〔8・9〕府、東京府・大阪府と協同し府下の銭価を一定し、10貫文を金1両と定めこの日管内に告示。 府史貨財類、布達85号
1・1 綾部に国産会社設立。 綾部町史	7・22〔8・29〕通商司、西京為換会社を設立。 ⁽⁴⁾ 府庁文書 明2-11
2・5〔3・17〕政府、京都・大阪・兵庫・長崎に貨幣改所設置を布告(明4・9・23府庁内に移転、同5・10・5廃止)。 府史、法規分類大全	7・1 久美浜県商法会所廃止。 熊野郡誌
2・19〔3・31〕伏水役所を伏水京都出張所と改称。 府史	7・1 通商司所管の京都通商会社を設置し、外國貿易および諸商品の仲介を行なう。 明3・8 京都開商會社と改称。 府史勧業類
2・23〔4・4〕府、賸金引換のため、資金の貸与を大蔵省に求め許可されず。 府庁文書 明3-14	8・7〔9・12〕府民島田八郎左衛門に会計官通商司商社頭取を、明荷屋吉兵衛等23人にその頭取並を、桥屋九衛門等104人にその肝煎を命じる。 府史勧業類
2・1 物産引立所開業。 府史	9・8〔10・12〕西京為換会社、錢券4種(500・200・100・50文)を発行。11・16金券発行。 ⁽⁵⁾ 布達 8・8、11・14、明3・4・25
3・1〔4・12〕京都伝馬所を寺町広小路本禅寺に移転。 政経大年表	10・4〔11・7〕通商司、民間商社の設立を許可。通商司為換会社から資金貸付にきまり、府これを市中に布告。11・3府大年寄に通商司に輪番出頭させる。始め市民に商社の意図理解されず。 府史勧業類
3・1 商法司廃止(3・15)により小前引立貯金を府に引継(商法司廃止の下間に對し、府は「物産を富殖するは府県の職務」と回答)。 ⁽⁶⁾ 府史勧業類	10・18〔11・21〕下京14番組の市民、結社同盟し小学校維持の方法を府に申請。 ⁽⁶⁾ 公同沿革史
3・1 物産引立会社、洛北鷹ヶ峰荒蕪地を開拓し茶を植付ける。 同上	10・24〔11・27〕西陣手工菱屋喜兵衛等31人に蚕糸取締方を命じて民部省租税司に分遣、輸出の蚕紙・生糸の検査をさせる。 府史勧業類
4・7〔5・18〕府に勧業方を設け勧業事務を取扱う(それまで市郡兩局内に勧業係をおく)。商法会所の事務を引受。 ⁽⁷⁾ 同上	10・1 市中小学校の維持・産業引立のため現米3,150石下渡し(生業資金の貸付等を行なう)。 布達139号
4・7〔5・18〕府発行の錢札通用期限(3月末)を4・29まで1カ月間延期。 布令書	11・8〔12・10〕府、下京8番組添年寄松島与七に命じ、市中の結社を育成させる。府史勧業類
4・17〔5・28〕勧業基立金10万両。商法司を廃し知事に勧業を委せられ府勧業基金として金札50万両の交付を求め(4・12)、この日会計官、府に勧業基立金10万両を支給、ついで2年内に商法司から5万両の支給をうけ、合計15万両を借用。 ⁽⁸⁾ 府史勧業類	11・20〔12・22〕京都伝馬所廃止。 府庁文書 明2-16
4・17〔5・28〕会計官、府と協議し、朱座を廃す。 同上	11・29〔12・31〕伏見会計局・兵器局を同会計司出張所・武庫司出張所と各改称。 政経大年表
4・24〔6・4〕会計官京都支衙から、楮幣と金貨と同価行使方を会計官に協議。 政経大年表	11・1 西陣物産会社開設。 ⁽⁷⁾ 府史勧業類
4・1 府、機業家中から小前引立掛3名を選出し、貧窮織工の保護にあたらせる。 西陣織物同業組合沿革史	11・1 府、生糸・茶・綿布等の商社設立許可。 政経大年表
6・9〔7・17〕米価高騰のため市中5カ所に救壳米所設置。6・19、9・24、12・7に救壳米を行なう。 府史勧業類	11・1 茶司星野宗似・上林三八等24名に茶の調進を命じる。 府史勧業類
6・14〔7・22〕弁事より府へ損傷紙幣を18、19両日河東練兵場で焼捨の通告(8月にかけ數回にわたり同所で廃札・紙幣製造器械を焼却)。 法規分類大全政体門	12・26〔1・27〕市中小学校の維持・産業引立のため現米3,200石下渡(合計6,350石となる)。 布達171号
6・1 久美浜県糸会所設立。 過渡の久美浜	この年 ▷ 田中源太郎、亀岡陸運会社設立。 田中源太郎翁伝

参 考	日 本
(1) 商法司から小前引立貸渡金1万3,947両1歩2朱および錢150文を引きつぎ、府下貧民・無産者の営業成立のため小口貸付を行ない、救壳米等の救恤の資金に充当。明6・3大蔵省の指令によつて廃止され、救恤から殖産興業に充当された(明6・3現在清算金8,255円43錢)。 京都經濟史、府史勧業類	2・5〔3・17〕新政府、新貨鑄造を決定し、太政官に造幣局を設置、貨幣司を廃止。
(2) 4・10 大年寄役石束市郎兵衛に勧業方用係兼務を、竹原屋弥一に勧業方用係を、越後屋八郎右衛門以下7名に府用達、伊勢屋弥太郎以下3名に用達並を命じる。 府史勧業類	2・22〔4・3〕新政府、外國官に通商司を設置。
(3) 勧業基立金15万両の返済状況 明3に3万5,000両を償還、残額11万5千両は以後逐次2万2,800両を償還し、明5には残額9万2,200円となり、明6・7両年は各7,600円償還、7年現在残高7万7,000円となる。勧業資金は三府とも貸付をうける。	2・24〔4・5〕天皇東京滞在中、太政官を東京に移すことを達する(事實上の遷都を決定)。
(4) 西京為換会社設置 三井三郎助・嶋田八郎左衛門・小野善助・下村正太郎等6名を通商司為換会社および貸付方總頭取に任命、同竹原屋弥兵衛等10名を同頭取ならびに同三井八郎右衛門・下村正太郎・井筒屋善右衛門を商社頭取に任命。	3・7〔4・18〕天皇再度東京に向う。3・28東京着。
(5) 錢券は明3・3・7民部省布達により明3・6・30限り運用を停止、金券は明6・3大蔵省達により明6・4・1~9・30間引換えの予定であったが延期、明6・12・25大蔵省布達185号により例外措置として明7・2・18限り停止。	3・12〔4・23〕新政府、通商停止の銀目により金銭相場を立てることを禁止。
(6) 小学校会社設立の趣旨は小学校の永続と組中救難の者の助成。小学校会社は市民にとって一種の金融機関となり、小学校維持の費用を捻出した。明13・12小学校の経費は町村費によって支弁されることとなり、明15・1小学校は教育以外のことにも仮用することが禁じられた。 公同沿革史	3・15〔4・26〕商法司廃止。
(7) 府勧業資金中から金3万円を西陣に貸与し西陣物産会社を創立。西陣織戸3,000余戸を18社に分属させ、各社から選出した72名を肝入とし京都通商司から任命、頭取・取締の補助員に任じ、業務を督励し、西陣機業の更正・取引の改善に尽力。	4・29〔6・9〕新政府、金札に価値を立てるのを禁止し、正金と同一通用方を令達。
法規分類大全政体門	5・28〔7・7〕新政府、新貨鑄造のため、金札の発行を停止し、その兌換期限を明5とする旨布告。
(6) 小学校会社設立の趣旨は小学校の永続と組中救難の者の助成。小学校会社は市民にとって一種の金融機関となり、小学校維持の費用を捻出した。明13・12小学校の経費は町村費によって支弁されることとなり、明15・1小学校は教育以外のことにも仮用することが禁じられた。 公同沿革史	6・6〔7・14〕政府、府藩県にその石高に準じて金札を下付し、金銀貨に換納させることを定める(金札が流通せず都府に集中しているため)。
(7) 府勧業資金中から金3万円を西陣に貸与し西陣物産会社を創立。西陣織戸3,000余戸を18社に分属させ、各社から選出した72名を肝入とし京都通商司から任命、頭取・取締の補助員に任じ、業務を督励し、西陣機業の更正・取引の改善に尽力。	6・24〔8・1〕政府、通商司の職務権限を定める。6・27三府および開港場地方官に対し、通商司と協議して通商を管理することを命じる。
この年 ▷ 東京・大阪・京都・横浜の各為替会社、金券銀券・錢券等の為替会社券を発行(明3新潟為替会社も発行)。	8・11〔9・16〕官制改革により、大蔵省所管の租税司・監督司・通商司・鉱山司を民部省に移管。
この年 ▷ 民部省紙幣、合計120万両余発行。	9・1 諸国凶荒し米価昂騰のため、民部省令して酒造類を1/3に減じる。
この年 ▷ 東京・大阪・京都・横浜の各為替会社、金券銀券・錢券等の為替会社券を発行(明3新潟為替会社も発行)。	11・10〔12・12〕政府、東京・京都間(中山道経由)、東京・横浜間、京都・神戸間、琵琶湖・敦賀間の鉄道建設を決定。11・12英人レーに1割2分付100万ポンド借款の起債契約書を交付。

明3(1870)年

京	都	府
1・14〔2・14〕府下の糸工、上京11番組に椅立染糸売店商社設立。 府史勵業類	6・29〔7・27〕西京為替会社の錢券發行停止。 政經大年表	
1・一 物産引立会所開設（東洞院六角南）。 ⁽¹⁾ 府序文書 明3-8	6・29〔7・27〕三井八郎右衛門等5名に開拓使用達および北海道物産取締方任命。 府史	
1・一 伏見薪炭商共進組設立。 府誌下	7・17〔8・13〕府、大蔵省に京都府人民産業基金残額金5万両の交付を求める。 政經大年表	
1・一 久美浜県、管内正金銀錢流通不円滑のため、錢券の交換猶予を民部大蔵両省に求める。 法規分類大全	7・28〔8・24〕諸商社会社結成を再び布令。 府史	
2・12〔3・13〕府、各小学校に小学校会社の早期設立を要望。 府序文書 明3-5	7・一 西京為替会社発行の為替手形を回収棄却。 法規分類大全	
2・27〔3・28〕太政官、市中地子錢免除（3・19大年寄以下諸町役を集め、還幸延期・地子免除・産業基立金下賜を伝える。4・1河東練兵場で官民謝恩遙拝式挙行）。 太政類典、府史勵業類、維新史料綱要	8・17〔9・12〕兵庫県の松屋町松屋四郎太夫に本府用達を命じ、その宅を府下物産売捌所とする。12・7その任を免じ、同県金場小平治を京都第一商会用掛に命ずる。 府史	
2・一 府、滋賀県の陶工等申請の第四陶器商社（下京15番組富小路五条口）の開設を許可。高山源兵衛（五条坊陶工）を肝煎に任する。 府史勵業類	8・20〔9・15〕市中の湯屋・薬湯屋に会社を設立させ鑑札の改給を布告、会社営業以外禁止。 同上	
2・一 府、窮民救済のため玄米3,200石を市中各組に追加下付。 同上	8・24〔9・19〕京都府ほか8府県に明2以降の諸運上・冥加を報告させる。 法規分類大全	
3・8〔4・8〕特旨をもって産業基立金（御土産金、京都のみの特例）5万両下付を達す（同年閏10月さらに5万両下付）。 ⁽²⁾ 同上	8・28〔9・23〕京都物産引立総会社、小民預け金の方法を考案、その施行を申請し府許可す。 府史	
4・10〔5・10〕筒井屋久兵衛に小前引立世話役を命じ、加賀屋新助にその助役を命ずる。同上	8・一 京都通商會社、京都開商會社と改称。 京都經濟史	
4・17〔5・17〕府、銅・鉄・茶器・蔬菜・呉服・飛脚・運送商等の商社22社の設立許可。 府日誌	8・一 京都物産引立総会社、融通手形発行。 維新史料綱要	
4・25〔5・25〕京都通商司、西京為替会社発行の錢券の通用を6月末限り差し止め、7月末限り引換えをする旨管内に告示。 布達 4・25、府序文書 明3-41	9・20〔10・14〕府下大工職に鑑札を支給し、結社営業させ、無鑑札の者はその職を禁ずる。 府史	
4・一 洋学者山本覚馬を登庸、開物勵業を伝えさせる。 府史府治類	9・20〔10・14〕三井八郎右衛門以下5名に神戸港に京都商會を設立させ、地所と基立金5万両を貸下げ、11・13京都第一商會と改称。同日島田八郎左衛門以下3名に命じて京都に京都第二商會を開設。 同上	
5・14〔6・12〕三井弁藏・永楽屋龜三郎等8名に小前引立世話役を命ずる。 府史勵業類	9・24〔10・18〕本府はじめて吏員を京都物産引立総会社に派出し、商社・会社の申請等を審査、各社の規則を定め結社を勧奨。 同上	
5・一 星野製場創業。伏見町現勢一班 大5	10・8〔11・1〕京都物産引立総会社、陶工を童仙房に派遣し陶竈を開かせる。 同上	
5・一 京都の商人菱屋嘉兵衛および尾張・三河の商人等、共同出資による支那貿易会社設立を申請（認可、通商司の指揮）。府序文書 明3-14	10・10〔12・2〕結髪職の者に改めて鑑札を下付する旨市中に布告。 同上	
6・4〔7・2〕通商司の出張所を民部・大蔵諸司出張所に合併し通商司の事務を府に委任。 府史勵業類	10・一 府下各色浮業および遊里の取締り方改正し改鑑札を支給。遊里は市場の区分に従い区毎に会社を結立させ、従前の免地外での営業を禁止。 ⁽³⁾ 府史勵業類	
6・5〔7・3〕府、商社未加入の質貸・古道具・旅宿・古手商の営業差止めを達す。 同上	11・20 府、産業振興のため、普国人 Rühdolf Lehmann を招へい。 法令全書	
6・7〔7・5〕明4・4から5カ月間開催のロンドン博覧会への出品方法等について告知。 府史	11・30〔明4・1・20〕諸職人に鑑札を支給。 府史	

参 考	日 本
(1) 東洞院六角下ル東側に物産引立会社を開設。製茶・陶造および汽船漕運等諸工産の振興を図り、勵業方の吏員を派遣して諸商社および諸会社を縡轄し営業取締りおよび産業統制にあたらせる。1・28各用係発会、2・2物産引取会社と改め、明3・7物産取引立総会社、明5・1物産引立会社と改称。また、8・28府下小民預け金の方法をつくり、その施行を府に申請許可され、商社および諸会社に対して預金と貸金を行なった。 府史勵業類、府序文書 明3-8	1・13〔2・13〕政府、海外輸出蚕卵紙濫製取締のため、藩県に営業鑑札下付申請の人員・人名・蚕種員数の報告を命じる。
(2) 産業基立金（御土産金）は大年寄等が府に勵業場預りを申請し、勵業基立金と同様府扱いとなる。これらの運用に当り市民へ下賜されたものとし、借款の性質のものとして利子を付している。使途の例をあげると、3万2,000円を西陣職工3,000余の引立てのため西陣物産引立総会社始め18社中へ貸下げたほか、牧畜場・製糸場・倉密局等の入費にあてた（明7・10・28長谷知事より大隅大蔵卿宛進達書）。府と大蔵省の間で下賜か、貸渡しかで問題になったもの。 府史勵業類	1・27〔2・27〕政府、蒸気郵船規則・商船規則を定める。
(3) 各色浮業とは、芝居名代の者・席名代の者・揚弓損料渡世・本弓損料渡世・半弓損料渡世・吹矢ならびにカラクリの渡世・席貸渡世・貸馬渡世の者をいう。 府史勵業類	2・一 政府、藩県に養蚕仕法書を頒布し蚕試育を命じ、その可否および管轄下の仕法の報告を命じる。
(4) 倉密局において、最初はレモナード等の製造を行ない、次いで薬物の検査証明・舶来飲料の検定証明・石けんおよび氷糖の製造・毒薬の製造販売と事業拡大。明11以後はドイツ人ワグネル博士指導のもとに種々の化学工業品の製造を試み、陶器・七宝焼・ガラス・漂白粉・顔料等の製造、石版・写真の実験まで行なうほか化学校を設けて理化学の教育を行ない、府の勵業政策実施の基本機関となる。明14北垣知事、明石博高に払下げ、3年後経営難から廃止。 明治維新經濟史研究	3・7〔4・7〕金穀貸付證文中、相当の利足または利足とだけ記載したものは、裁判上利足金6/100と定める。
↗ 11・一 府、倉密局仮局を河原町二条下ルに設置し、殖産興業をはかる（本場は河原町二条）。 ⁽⁴⁾ 府史勵業類	3・一 貢札多分に流布したため、東京3カ所、西京1カ所、大阪2カ所、横浜1カ所、神戸1カ所に金札改所をおく。明5・10・5大蔵省届により廃止。
11・一 穷民授産所開設、失産流民に授産（上京区中立壳智恵光院東入ル、明16・2廃止）。 明治文化と明石博高翁	5・14〔6・12〕為替会社発行錢札通用停止。
12・一 府、上京合葉会社（下立壳新町西入・下京合葉会社（室町松原下ル）を設置。 府史	7・10〔8・25〕大蔵省と民部省は再び分離し、大蔵省には造幣寮および出納・用度・營繕・租税監督の5司と度量衡改正掛が所属。7・17民部省は土木・駅逓・鉱山・通商の4司および聽訟・社寺・鐵道・伝信機・灯明台・横須賀製鉄所の6掛を所管、さらに7・22地理・庶務の2司を加える。
12・一 売葉取締規則を管内に布告。 同上	8・25〔9・20〕醸酒株の売買または貸借許可。
12・一 西陣物産会社、会社規則を定める。 府史勵業類	8・一 通商司所管の通商會社を開商會社と改称。
12・一 美濃部忠兵衛他、製茶貿易のため京都物産總会所設立。 府茶業史	9・24〔10・18〕太政官、各地方の物産・人工の製品名および数量の報告を命じる。
この年 ▷ 友禅の有志団体が京都にはじめてできる。（組長、西洞院三条上ル井筒屋圖師喜兵衛）。 近代友禅史	閏10・20〔12・12〕工部省新設され、工鉱業・製鉄・鐵道・伝信機等を所管。明4・8に職制をたて、1等寮、2等寮にわけ、1等寮は工学・勵工・鉱山・鐵道を、2等寮は土木・燈台・造船・電信を所管、明18・12廃止されたが、この間官営工場・鉱山の運営にあたる。
▷ 三井八郎右衛門・島田八郎左衛門の発起で京都開商社が千藻商社を設立。 経済史研究	閏10・一 貢札改所を東京・京都・大阪・神戸・横浜に設置（明5・10・5廃止）。

京 都 府	
1・12 [3・2] 京都物産引立総会社、製紙所(紙漉所)を東洞院三条口に開設(7月白川橋南古門前口に移転)。府史	8・22 [10・6] 湯屋仲間解放(また男女混浴を禁止)。布達160号
1・— 府、製革場を高瀬川七条坊に仮設し、洋式による牛鹿の製革に着手(12月葛野郡上桂村に移り洋革の製造発売と製法の伝習を行なう)。同上	8・27 [10・11] 府、西陣物産会社所属の第一・第二紋模様糊置会社解社許可。府史勧業類
1・— 駕渡世に転業をすすめる。布達8号	9・5 [10・18] 京阪間鉄道建設資金供給を目的として、三井八郎右衛門外17名、鉄道会社の設立を請願し(明4・8)、許可にされる(明6関西鉄道の名儀を用いる)。同6・12・28募金意のままならず、工部省に会社解散通知。府史、明治維新経済史研究
2・10 [3・30] 勘業場(府勘業課の出張所)を河原町二条下ル一之船入町旧山口藩邸に設け勘業事務にあたる。 ⁽¹⁾ 府史、府庁文書 明4・8	9・15 [10・18] 府、日用必需品の商社解放し、自由営業とする。 ⁽²⁾ 府史勧業類、布達178号
2・— 久美浜物産会社設立。過渡の久美浜	10・10 [11・22] 京都博覧会を西本願寺書院において開催 ⁽³⁾ (~11・11)。京都博覧協会史略
3・18 [5・7] 府、府下茶製造業者の不正を警める。政経大年表	10・17 [11・29] 開商會社、入札場を高瀬川畔四条上ルにおき、現米延壳をはじめる(ついで米会所開かれ休業)。府史
3・— 府、京都物産引立総会社に第一茶商社合併を許可(京都物産引立総会社で海外向け製茶開始による)。府史	10・23 [12・5] 府、絞り油営業規則を定める。同上
3・— 舎密局で薬物検査開始。府立医大80年史	10・27 [12・9] 清濁酒・醤油醸造の規則を定める。同上
4・5 [5・23] 綴喜・久世・相楽の製茶業者に商社を設立させる(京都物産引立所に属し輸出の茶を焙製)。府史	10・— 大黒屋太郎右衛門、集書会社を東洞院三条上ルに設立。府誌上
4・— 府、清国人吳徳萬・保記等を雇傭し、緑茶の製法を伝習させる。同上	11・15 [12・26] 京都博覧会の会期終了に伴ない、三井・小野・熊谷等、御苑内に京都博覧会社を結成(資本金6万円)。明治維新経済史研究
4・— 京都に養蚕場を開く。同上	11・— 遊女・芸者の鑑札を定める。府史
5・3 [6・20] 福知山藩、米手形製造を申請。6月政府、楮幣にまぎらわしいとして不許可指令(1俵、2斗、8、4、2升の米手形を計画。藩では以前から寄米手形を出していた)。法規分類大全	11・— 貧民拝借金を返納させる。布達230号
5・19 [7・6] 府、秤座・樹座の廃止を同う。府史	12・1 [明5・1・10] 伏水陸運会社設立。京都商工要覽
6・2 [7・19] 久世郡内に火薬製造所建設のため用地を兵部省に交付。公文類聚・公文録	12・— 授産所で失産流民に職業教諭し、和洋衣服の製造を開始。府史
6・13 [7・30] 府、京都物産取引立総会社の申請により陶工を童仙房に派遣、各種陶器を試作させる。府史	12・— 米会所を下京区18番組(のち26区)東高瀬川七条口十禅師町に創立(三井八郎右衛門等4名米会所金預りに、三井八郎右衛門以下6名会所頭となる)。同上
6・15 [8・1] サンフランシスコで開催の博覧会(6・5~7・17)に府内物産を出品(北條大平等6名渡航)。同上	この年 ▷ 田中源太郎、三丹物産会社設立。田中源太郎翁伝
6・— 舞鶴藩で藩札改造、問題となる。維新史料綱要	▷ 村田直商店、紡績機械部品の製造を開始。京都貿易史
7・25 [9・9] 山城国第一藍商社を葛野郡八条村に開業。府統計書 明14	▷ 南山城茶製社、綴喜郡多賀村に起業、緑茶4,000斤・青茶3万2,000斤を米国に輸出(12・4伏水でも茶会社許可される)。府史
7・— 童仙房開拓事業は、府の直営を打ち切り民間有志に奨励。経済史研究	▷ しづり染は、本年以降技術・産額ともに長足の進歩をとげる。府著名物産調
7・— 通商司廃止となり、府、開商會社を所轄し殖産興業を指導。京都經濟史	▷ 漆器は、公卿・諸藩等の顧客を失い内地向けは逐年衰退、一方輸出に進出。同上
	▷ 家辯徳創業(時計、三条富小路東)。京都年鑑 昭44

参 考	日 本
(1) 勘業場においては、1. 勘業基立金の監理および貸下げ。2. 人民余裕金の預り。3. 鉱山の検出開業。4. 荒地開墾ならびにその方法の教示。5. 良木栽培ならびにその方法の教示。6. 牛羊牧畜ならびにその方法の教示。7. 遊廓芸娼妓の管理。8. 浮業興行の許否。9. 内外産物の可否ならびに諸機械の発明および諸工業隆盛を人民に報導すること等を司り、民業を勧奨し、物産の富殖を図る。府史勧業類	1・8 [2・26] 新銚金貨の2円半を2円に改造。
(2) 商社は株仲間の性質をもち、排他独占的となり、物価騰貴の一因となるなど幣書を生じた。よって米油等日用必需品は商社を解放し、自由営業とするとともに、転業・開店等は届出に改めた。商社の頭取・肝煎等の名目廃止	1・13 [3・3] 府県の租税ならびに出納勘定仕上規則改定。上納貨幣改所の検勘経由、為換座に付記し、為換方預証書にて納入方布告。
① 9・5 自由営業となったもの(13商社) 米・油・薪炭・ローソク・魚鳥・塩・塩魚干魚造酢・古道具・挽粉・豆腐・漬物・荒物の類 ② 明8・6 現在結成中のもの 鋤物・法衣・紅・陶器・茶・塗師・紙漉・竹・砂糖・水引・飛脚・糊置の類 ③ 商社解散は明6・2に集中し、翌7年にわたっている。全商社の状況が分る。府史勧業類 (3) 三井・小野・熊谷の主唱により、知事長谷信篤の賛同を得て、10・10から11・11まで、わが国最初の博覧会を西本願寺書院において開催。入場者1万1,211人、出品点数336点、収入731両3朱、純益266両2分1朱。京都博覧協会史略	1・18 [3・8] 金銀貸借利子の制限廃止、相対示談に改定(但し利子の天引きを許さず)。
	1・25 [3・15] 諸藩が私に税法変改するのを禁止。
	2・7 [3・27] 通商司所管通商會社を各所在地府県庁へ移管。
	2・15 [4・4] 大阪造幣寮開設。
	3・20 [5・9] 府藩県に管下の生糸製造業および同買業者の納税額および取締法の調査記録を令達。
	4・4 [5・22] 専壳略規則制定(明5・3・29廃止)。
	4・19 [6・6] 通商司、屠牛営業規則を改正。
	4・— 貿易銀鑄造(1円銀貨、明11・5・27一般にも通用させる)。
	5・10 [6・27] 金銀貨幣令制定、新貨鑄造の上旧貨と交換の旨布告、新貨条例公布、1両を1円と改称。
	5・14 [7・1] 蚕卵紙製造規則改正。
	5・— 陸運公社規則頒布。
	6・8 [7・25] 諸藩に私造紙幣の流通停止を再令。
	7・14 [8・29] 旧藩札を7・14現在の相場により引き換える旨予告(明5・7・23 5銭以上、明7・9・15 5銭以下の引換え開始)。
	7・18 [9・2] 金・銀・銅の売買を国内に限り許可。
	7・27 [9・11] 民部省廃止、土木司は工部省へ移管、ほかは大蔵省に属する。
	7・— 租税司、租税寮となる。
	7・— 清酒濁酒鑑札付与ならびに収税方法規則を定める(株鑑札廃止、免許鑑札とする)。
	8・5 [9・19] 船税設定布告。
	8・9 [9・23] 米麦輸出禁令を撤廃。
	9・2 [10・15] 官吏の歳禄を月給金に改める。
	10・8 [11・20] 郷士・農商の地子免除廃止。
	10・8 [11・20] 酒類醸造税則を府県に解示。
	10・9 [11・21] 搾油営業の准許鑑札ならびに税則改定宣達。
	12・18 [明5・1・27] 華士族に農工商営業許可。
	12・— 牛馬壳買鑑札改正・課税。

京 都 府
1・15〔2・23〕相楽郡童仙房開拓地へ京都物産引立会社とともに出張し、陶器竈築造し陶器を製造した清水亀七および洋製敷瓦焼を製造した清水六兵衛表彰される。 京都新聞 16
1・一 舎密局分局を元角倉馬場屋敷跡(賀茂川西岸二条上ル)に新設(石鹼・氷糖・リモナードを製作)。 府史勸業類
1・一 京都物産引立総会社を京都物産引立会社と改称、民営となる。 同上
2・一 博覧会開催にあたり、外国人入京規則を定め、外国人の博覧会への物品差出手続書および旅宿引札等を作成。 府史博覧会類
2・一 相楽郡有市村の木津川で炭酸水を発見し、採取場を設置(胃腸病に効力があるため、舎密局において販売)。 府誌 下
3・10〔4・29〕第1回京都博覧会開催(会場、本願寺・知恩院・建仁寺)～5・30。 京都博覧協会史略
3・一 築山製茶場創業。伏見町現勢一班 大5
3・一 円山に也阿弥ホテル開館(外人の宿泊施設にあてる(明39焼失))。 京都 昭40・6・13、緑紅叢書 3の7、8
4・15〔5・21〕女紅場を上京土手町丸太町下ル旧岩倉邸に開設、女子に工芸技術を伝習させる。 ⁽¹⁾ 府誌 下
4・一 牧畜場の生乳を官壳。 府史勸業類
4・一 舎密局において、理化一般学・医道・製薬合薬術を授業(生徒260人)。 同上
4・一 府、大阪のレーマン・ハルトマン商社から米綿種を購入、河原町御池で試作。府之農業
4・一 尾張の陶工桃井義三郎・京都の後藤文造、河原町三条上ル旧加賀屋敷に七宝会社創立を許可される。 府誌 下
4・一 西京新聞社(烏丸押小路下ル)、『京都新聞』発刊(木版印刷)。 日本新聞史
5・19〔6・24〕薬物商業規則を定める(舎密局の検査をうけない薬物の販売を禁止、明8・3廃止)。 府史勸業類
5・20〔6・25〕大蔵省、新貨一覧表を本府に下付。 同上
5・一 三井源右衛門ら5名、油会所を下京第26区東高瀬川七条口大宮町に開設。灯油を取扱う。(頭取下村正太郎)。 同上
5・一 京都物産引立会社において、窮民に鳥之子紙を製造させる。 同上
6・20〔7・25〕府、京都博覧会社申請の常設博覧会を本願寺内大書院に設けることを許可し、この日開館。 ⁽²⁾ 府史博覧会類

参 考	日 本
(1) 英人イーバンス夫妻を教師に管内婦女子に対して普通学・習字・算術・婦女諸礼・養蚕・刺繡・紡績・紺織・裁縫・英語等を学習させた。主眼とするところは女子に対する工芸技術の伝習である。 明治維新経済史研究	1・10〔2・18〕東海道各駅の伝馬所・貫目改所廢止。各駅の助郷解散命令。 1・22〔3・1〕金穀進献(冥加金)停止。 1・一 東京三井組、為替座を海運橋東に創建。 2・15〔3・23〕土地永代売買の禁を解く。 2・15〔3・23〕新紙幣4種発行(1円、50銭、20銭、10銭)。 2・23〔3・31〕地券を下付して土地所有の確証とした。明6・3・25土地の名称を区別して皇宮地、神地等8種とする。
(2) 第1回京都博覧会は産業振興の立場から明4の博覧会と異なり諸品を集め、入場料は1寺分を2朱、3寺を通じて1分2朱、外国人は1両と定めた。入場者は本邦人3万1,103人・学校生徒7,531人・外国人770人、出品点数は2,485点。京都博覧会社では博覧新報を刊行。都踊り・東山名所踊り・花火等が附博覧とされた。 京都の好事家が団結した先春社は智恩院山門の上で売茶の雅庭を開き1客金1朱で茶菓を供した。建仁寺にも瑞草社の同人が抹茶席を設けた。期間はいずれも博覧会と等しくした。 京都博覧協会史略	3・13〔4・20〕府県物産表離型を改正。新様式による物産表の提出を府県に命ぜる。 3・29〔5・6〕創製物品の専賣免許当分停止。 4・1〔5・7〕新紙幣計5,289万7,165円発行。 4・一 大阪で株仲間廃止。 5・20〔6・25〕造幣局、最初の貨幣大試験施行。 6・9〔7・14〕大蔵省、新貨と旧藩札との価格比較表算則を刊布。
(3) 西陣織工佐倉常七・井上伊兵衛を官費により、西陣物産総会社の織工吉田忠七、開商會社の松村利三郎・清水喜衛を民費により派遣。明6・12佐倉・井上、ジャガード・バッタן持ち帰る(日本で初めて)。 府史勸業類	6・28〔7・23〕新紙幣10、5、1円の3種発行。 7・20〔8・23〕銀量で行使の旧藩錢札の価位決定。
(4) 新京極の学区は明2・7立誠学校を設け、東は鴨川、西は寺町、南は四条、北は三条に限り、河原町三条下ル大黒町に設置。明5三条小橋二丁、誓願寺境内寺町の東を南に折れて四条通に達する道路を開く。寺町の古名京極に対し、新京極と称す。新京極の生みの親楳村知事、馬に乗り時々新京極を巡視。 京極沿革史	7・24〔8・27〕横浜為替会社、銀錢札(新洋銀札)7種(1,000、500、100、50、20、10、5弗)を発行。 7・25〔8・28〕租税寮に地租改正局設置。 7・一 為替座三井組、全国3府72県に出張所設置。 7・一 米国、茶の輸入税廃止。 8・2〔9・4〕勸工寮中に製錬所設置。 8・10〔9・12〕従前の為替方を廃止し、三井・小野両組に大蔵省為替御用を命ぜる。 8・15〔9・17〕三井・小野両組出願の銀行設立許可。第一国立銀行と命名を指定。 8・20〔9・22〕洋銀算定法布告。 8・一 新紙幣のうち、100、50円の2種発行。 9・4〔10・6〕地券渡方規則頒布。
↗ ▷ 豊岡県、丹後縮緼機業に機鑑札を交付、改役をおき製品の検査・改印を行なう。峰山郷土史 ▷ 人形商北清水柳子、輸出向け玩具を作製、神戸において直接外人と通商を開始、海外輸出の道を開く。 府誌 下	9・24〔10・26〕鐵錢価位を定める。寛永通宝(精銅錢と称し元4文銭)4,000枚を新貨50銭に、銖錢(元1文銭)8,000枚を新貨50銭に換える。 10・12〔11・12〕勸業寮を廃し、租税寮に移譲。 10・20〔11・20〕造船、製鉄2寮を廃し、製作寮に合併。
▷ 旧綾部藩士族170余名、共和社を創立、薪炭・油・酒酉を営む。 ▷ 北桑田郡産出の青砥石は、明1～5の5カ年間、年平均1,200駄(1駄36貫目)で大阪の問屋に移出。 府著名物産調	10・30〔10・30〕地券渡法規則改正。 11・4〔12・4〕牛馬壳買免許税則頒布。 11・5〔12・5〕生糸税廃止。 11・15〔12・15〕国立銀行条例制定。 この年 ▷ 質屋利子、1円以下月3銭、25銭以下月1銭と改定。 ▷ 米1升5銭。

京	都	府
1・28 府、西陣織物工伊達弥助・早川忠七を、オーストリア万国博覧会政府派遣団に随行させる。	令を一手印刷させる(府下活字印刷のはじめ、煥文堂は明8『煥文新誌』を発行、のち『平安新聞』と改題)。	日本新聞史 西陣織物記
2・15 製靴場を勧業場内に開設(洋式器械により山口県士族片山平次郎が技術指導にあたる。明14民間に払下げ)。	6・— 工部省および本府、西陣物産総会社備付けのため各種織具をフランスに発注。明7・2着。	府史勧業類 同上
2・20 舎密局分局を上京31区に開設。	6・— 西京生糸改会社を東洞院御池に開設。	府史勧業類
2・— 府、舎密局用掛上田吉兵衛および府下染工数名を大阪に派遣し、造幣寮雇入キンドルについて英國の黒色染法を授習させる。	7・10 イギリス人イルスコット・ウェットン夫妻を勧業場に招き、建築学および女紅等を教授させる(産業基立金の利益をあてる)。	同上
2・— 民間慣習の節季取引を廃止し、月末をもって市場の償期とさせる(金錢貸借の期間を除く)。	7・13 製革職場を乙訓郡鴨川村(現京都市)に開設許可される。	同上
2・— 食用牛肉取締りのため鑑札下渡し。	7・19 府、プロシャ人オースタイン・エキスネルに勧業場で製紙方法を教授させる(産業基立金の利益を当、1年間)。	同上
3・13 第2回京都博覧会を京都御所で開催。 ⁽¹⁾ (~6・10)。	8・13 内国通運会社支店、南桑田郡宇津根村に開業。	府統計書 明14
3・— 舎密局で毒薬・劇薬の製造販売を開始。	8・— 四国徳島西新町藍工山中甚平を勧業場に雇入れ藍葉の製法を伝習させる。	府史勧業類
3・— 西京為替会社、経営不振による多額の負債のため解散するにあたり、明2以来発行の金券回収・交換開始。	10・31 新聞紙条目を管内に布告。	日本金融史資料 同上
3・— 京都開商公会解散。	11・— 薬湯営業人に勧業場の免許をうけさせる。	京都商工要覧 同上
3・— 生糸売買鑑札規則布告。	11・— 諸物貨送達営業規則を布告。	府史勧業類 同上
3・— 小前引立貸渡金取立(救恤より殖産興業に充当)。	12・— 伏水製作所開設(12月紀伊郡第2区向島村に鉄具製工場起業、西洋器械を買入れ、水車を設計、諸鉄具銅線等製造)。 ⁽²⁾	同上
3・— 遊所婦女職工立会社・遊廓女紅場を開設(3月八坂新地・島原・北野・上七軒、4月宮川町、6月先斗町、7月五番町、12月七条新地、明7・2中書島・墨染、同5月下河原・6月二条新地に開設)、紡績・裁縫・養蚕等を教授。同上	12・— 曹我茂三郎・並河靖之とともに七宝窯に従事し、1年後分離、並河のみ継続。	府著名物産調 同上
3・— 油会所解散。	12・— 仏国派遣の伝習生佐倉常七・井上伊兵衛帰京、洋式織機ジャガード・バッタン等を持ち帰る。	京都商工要覧 京都貿易史 同上
4・— 七条米市場、米会所に改組。	この年	
5・— 久美浜生糸改会社設立。	▷ 三嶋亭創業(寺町三条、牛肉)。	熊野郡誌 丹後ちりめん始租伝 京都年鑑 昭44
5・— オーストリア万国博覧会に初めて絹織物を出品。		
5・— 酒類その他鑑札更正引換えを達す。		布達265号
5・— オーストリア万国博覧会派遣伝習生により直焰式円窯・洋風上絵付・石膏型等を受入。		京焼百年の歩み
6・12 博覧会品評会開催(~14日)。		府史博覧会類
6・24 舎密局受業人与謝野礼嚴に対し鉱泉浴場を東山官有地に開設を許可。		府史勧業類
6・— 榎村大参事、佐賀出身の松本幸輔を東京から招き煥文堂を河原町御池下ルに創設し、府		

参	考	日	本
(1) 第2回京都博覧会は、2府4県の出品2,563点を蒐集陳列、個人の即売品数万点、附博覧として舞楽・都踊・角力・演劇・能楽等興行。観覧料1人5銭、入場者41万人、入場料2万円。	京都博覧協会史略	1・17 太政官、地所質入れ、書入れ規則を定める。	1・30 僕婢税施行(明7・12・31廃止)。
(2) 伏水製作所は、明14舍密局とともに明石博高に払下げされたが、漸次經營難に陥り、明15朝鮮政府から造幣機械一式の注文を受けて製作中同國の政変のため、製作を中止、莫大な損失をうけ事業を中絶。	京都経済史	1・30 太政官、生糸製造取締規則を定める。	2・12 生糸改会社規則を定める。
(3) 明4・7廢藩に伴い、各藩旧来の民債を政府の公債とし漸次償却を図る。弘化1から慶応3まで旧藩に借用したものを旧公債、明1から明4・7廢藩以前まで借用したものを新公債という。	府史貨財類	2・17 太政官、証券印税規則を定める(金銭授受・地所売買・質書入れなどに関する諸証書・手形類に、印紙の貼用を義務づける)。	3・25 太政官、藩債処分のため、新旧公債証書発行条例を定める。 ⁽³⁾
○取引は月末計算 貨幣ノ世ニ行ハル、ヤ流通ヲ旨トシ日毎毎ニ世用ヲ達シ、物産ヲ起シ、或ハ利子ヲ生ズル者ナレバ、買物ノ代タリトモ慢ニ払方ヲ延シ、売主ノ計算ヲ妨ルノ理アル可ラズ、即金払ヒコソ当然ノ事タリ。然ルニ從前壳物代金ハ利子ヲ加ルコトナキ故、年月ヲ経ルマテ払方等閑ニ打過ルモノ有ル故、自ラ売主モ其利子ノ損失ヲ算入シ、売物ノ価ヲ増加スルニ至レリ、就テハ追々払ヒ時日ハ短縮シタキコトナレドモ、今般五節句御廃止ニ付、從前節季取引ト号シ、節句前並ニ隔月ニ壳買代金取引致來候儀ヲ差止メ、当分月末毎ニ取引致候儀ト可相心得事 但金錢貸借ハ此限ニアラズ。 附、壳代即金延壳等双方相対約定納得ノ上、適宜ノ取引致候儀モ亦此限ニアラズ。	京都新聞 60	3・30 太政官、官省札回収のため金札引換公債証書発行条例を定める。	3・— 前橋製糸場を小野組に払下げ。
		5・1 ウイーン万国博覧会開く(~11・2)。	3・— 大蔵省、為替会社処分に際し西京(京都)・大阪・神戸・大津・敦賀の各為替会社と、金券引揚の順序を協定。
		5・— 郵便事業の政府専掌を布告。	3・— 堂島米会所、油相場会所、合併して堂島米油相庭会所と改称。
		6・11 第一国立銀行設立。大蔵省は金庫出納事務を同行に委託。8・1営業開始。	5・— 二本松製糸会社設立。
		6・1 施行。	7・15 太政官、米麦輸出の禁を解き、海關税は免除、輸出再禁止の際は2カ月前に予告することを定める。6・18 その旨各国外交代表に通告。
		7・20 日本坑法頒布(鉱山その他諸坑業の規則を改定。坑物関係全事項を工部省の管轄とする)。9・1施行。	7・20 地租改正条例を定め、地租改正施行規則・地方官心得書を頒布(旧法廃止、すべての土地に地券新設、地価3/100を地租とし、府県庁・郡村の公費を地租の1/3以内とする)。
		9・7 大阪第五国立銀行開業免状下付。12・10開業。	9・7 大阪第五国立銀行開業免状下付。12・10開業。
		11・10 内務省設置(明7・1・9官制により勧業寮設置、明14農商務省設置まで殖産興業担当)。	11・10 内務省設置(明7・1・9官制により勧業寮設置、明14農商務省設置まで殖産興業担当)。
		11・14 太政官、大阪第五国立銀行に20円・10円・5円・2円・1円の5種の紙幣を発行させる。	11・14 太政官、大阪第五国立銀行に20円・10円・5円・2円・1円の5種の紙幣を発行させる。
	この年		この年
	▷ 佐野總裁オーストリア博覧会の際、イタリア製軽便燃糸機械を購入、初めて洋式燃糸機械を伝える。		

京	都	府
1・17 勘業事務章程に起業進歩を定め、あわせて京都勧業場事務の周知をはかる。 府史勧業類	▷ 紀伊馬新助ら七宝を企業化し、次いで菅谷謙次郎ら開業し、七宝の基礎を確立。 府著名物産調	
2・1 第一国立銀行神戸支店西京出張所を下京烏丸三条下ルに設置、官金出納事務を取扱う。 第一銀行史	▷ 栗田の陶業者丹山陸郎はオーストリアから水金を持ち帰り絵付に使用。 京焼百年の歩み ▷ 南京繻子の輸入で西陣繻子圧迫される。 ⁽³⁾ 西陣史	
3・20 仏国派遣の伝習生吉田忠七、帰国の途関東沖で遭難死。 西陣織物同業組合沿革史	▷ 西陣の貴尺・三八・長尺(いずれも黒繻子)は明4~5まで盛んな売行き。この年仙台地方の南京繻子におされる(明11ころから南京繻子の模造名でまきかえし)。 日出 明40・9・29	
3・1 三井八郎右衛門ら5名に本府金銀為替方を命じる。 府史勧業類		
4・1 第3回京都博覧会を京都御所において開催 ⁽¹⁾ (~6・8)。 京都博覧協会史略		
4・1 京都博覧会に佐倉・井上が仏国から持帰ったジャガード機を陳列して一般機業家に紹介。 府誌 下		
4・1 舎密局内の府製糸場を野村揆一郎等に払下。 明治維新社会経済史研究		
4・1 婦女引立会社を女紅場と改称。 府史勧業類		
5・1 綾部の堀勘七、製糸工場を設立。 綾部町史		
6・9 京都博覧会々場陳列物品の品評会開催。 府史博覧会類		
6・1 野村揆一郎等、桑蚕会社設立。 府農業発達史		
6・1 織工場開業(わが国最初の洋式織機運転、明11・3増築、同12・4織殿と改め、同14中井三郎兵衛に払下げ、同15・6府営にもどす) ⁽²⁾ 。 織物の西陣		
7・4 亀岡の柳島誠ら授産会社の創立を願出許可される。 府史勧業類		
8・31 西京・大阪・神戸・大津・敦賀の5為替会社、金券引換処分完了。 政経大年表		
8・1 舎密局本局を夷川土手町元京極宮邸跡に建築。 府史勧業類		
9・30 勘業場、東京先収社に用達を命じ、府下物産の通融を便にする。 府史勧業類		
11・1 女紅場を英女学校と改称(明9京都府女学校となる)。 府教育史上		
12・1 オーストリア万国博覧会から帰国の正院御用係中村喜一郎を府に招き、染法を一般に伝習させる。 府史勧業類		
12・1 家券制度創設を布告、明8・4上京・下京・伏見、同6月山城・丹波に実施(1戸ごとの家屋について、所有者・所在地・家屋の種類・坪数・価格等を記載した券状作成)。 経済史研究		
この年 ▷ 大阪活版製造所京都支店點林堂、烏丸三条上ルに創業。 府誌 下		

参	考	日	本
	(1) 第3回京都博覧会は、出品2,602点を蒐集陳列、附博覧として禽獸会・申楽・都踊・東山名所踊等興行。観覧料1人5銭、入場者18万7,888人、入場料1万1,225円8銭。 京都博覧協会史略 (2) 府は西陣織工の3名を仏国リヨンに留学させ、帰國におよんで織工場を開設した。そこでは、かれらの指導のもとに、仏国から購入したジャガード、バッタソ等の新式織機をはじめ、工部省から貸下の織機20組その他府購入の諸機械によって、各種の模範品の製織を行ない、また明8・1から生徒を募って新織法の伝習を行なった。 明治維新社会経済史研究 (3) 明治維新以降南京繻子の輸入で西陣繻子が圧迫され、永井喜七は改良に工夫をこらし、艶出口ールによって整理する方法を考え新繻子をつくる。明13~14ごろからは新繻子の声価大いに上り、遂に南京繻子を圧迫するまでになる。 西陣史		1・9 府県徵収の僕婢・車馬・劇場・娼妓税等の諸税および歩増金を賦金と改称。 1・13 新鋳銅貨幣2・1から発行の旨布告。 2・18 セメント製造所を内務省土木寮から工部省製作寮に移管し、深川製作寮出張所と改称。明8・5・19工場竣工し、初めてセメント若干を焼成。 2・18 小船税則制定(明8・1・1施行)。 2・20 第四国立銀行紙幣(20円・10円・5円・2円・1円)発行。 3・14 地租改正令公布。 3・17 銅錢輸出解禁。 4・27 尺度を曲尺・鯨尺の2種に定め、その他を廃止する。 5・29 米麦輸出禁止布告(8・10施行、明8・4解禁)。
			6・1 有恒社、初めて洋紙を製造。 7・18 横浜為替会社を改組し、横浜第二国立銀行設立、8・15開業。 7・29 第二国立銀行紙幣(20円・10円・5円・2円・1円)発行。 9・24 横浜旧為替会社製造の洋銀券を第二国立銀行に交付し、第二国立銀行の洋銀券発行規則を定める(国立銀行条例による差止の除外例)。 9・1 米価、明3以来の高値を記録(石当り8円20銭)。
			10・13 大蔵省、会計年度(従来は1月~12月)を7月~翌年6月に改定(明8年度から施行)。 10・18 大蔵省、府県に対し、収納の旧紙幣・正金兌換証券の再支出を禁止、ことごとく貢租に充当し大蔵省に納入することを命じる。
			11・7 地所名称区別を改正(官有・民有の2種に改正)。 11・10 国内回漕規則を定める。 11・1 旧幕時代からの豪商小野組破産、閉店。 11・22 大蔵省、小野組の官金委託を第一国立銀行に切換え、同組の財産を没収。
			12・22 売薬取締および罰則を定める。 12・1 島田組破産、閉店。

明8(1875)年

京 都	都 府
1・一 佐倉常七・井上伊兵衛、洋式機織法を織工場で教授。 西陣史	▷ 刺繡業者初めて刺繡業者組合を組織。 府誌 下
1・一 伏水陸運会社解散し、内国通運会社が継承。 府之商工業	▷ 松風嘉定、輸出向磁器の製作に着手。 京都の新興工業
1・一 洋式織布機械運転技術を全国に普及し、機械化をはかるため、府織工場で全国に伝習生を募集。 ⁽¹⁾ 西陣織物館記	▷ 陶磁器に西洋絵具を用いるもの続出。 府著名物産調
2・15 司薬場設置。 政經大年表	▷ 内地向扇子八寸賀々平と称するもの流行。 同上
2・一 旧藩札引替を布達。 府史貨財類	▷ 陶磁器取引上の慣習一変し、製造家から問屋の手を経ず直接各地商人へ販売するもの続出。 同上
2・一 吉田茂八、京染吳服卸商を室町四条上ルに創業。 京都貿易史	▷ 府下に割烹で名高いものは数多くあるが、中でも有名なものは、生龜・比良木家・皆春亭・月波樓・清輝樓・菊中・井筒。 西京伝新記
3・1 第4回京都博覧会を京都御所において開催 ⁽²⁾ (~6・8)。 京都博覧協会史略	
3・一 島津製作所創業(初代島津源蔵、木屋町二条下ルで理化学器機製造に着手)。 島津製作所史	
3・一 豊岡県下産業調査実施。 峰山郷土史	
3・一 化芥所を市内2カ所に設置(各戸から塵芥を集めて有用物品を選別し、また分析化製して有用物品に還元あるいは肥料を製造し、一方無産窮民の更生を図る)。明治維新社会経済史研究	
5・一 鳥羽伊兵衛、西村伊之助各製茶場創業。 伏見町現勢一班 大5	
7・7 西陣機業家伊達弥助、東京山下門内勧業試験場において、同人の持ち帰った洋式織機を運転、明治天皇の天覧に供する。 西陣史	
7・18 加佐郡東吉原町(舞鶴市)に吉原魚会社開業。 府統計書 明14	
8・一 長谷川政吉、製鋸場創業。 伏見町現勢一班 大5	
9・24 回漕問屋有慶社、加佐郡寺内町に開業。 府統計書 明14	
9・一 府、初めて紺青・アニリン等の有毒性着色食料品を禁止。 府史禁令類	
10・18 人力車に番号記入を布達。 府史租法類	
10・29 理髪職税金布達。 同上	
11・10 貸付業同盟社、天田郡上柳町に開業。 府統計書 明14	
11・一 舍密局付属として、本局の南方夷川下ルの実験場内に染殿を設置。人造染料による色染法を教授。また河原町蛸薬師下ル東入に京染場と称する実物染工場を付設し、一般商家の需要に応ずる。 京都經濟史	
この年	▷ 明8~9西陣織物産額減少。 ⁽³⁾

参 考	日 本
(1) 各府県から多くの派遣申込みがあつて習学させることになったので、物産会社の世話役・肝煎等に伝習所の世話および見廻役を命じた。この伝習所の成績は良好であり、ここで学んだ者達により全国の織物産地は洋式化し急激な発達をした。 西陣織物館記	1・15 民部省、紙幣・正金兌換証券を新紙幣と交換のため、5・31限り通用停止。明12・8・20大蔵省、明10・1・1をもって交換完了と上申。
1・一 郵便役所をすべて郵便局と改称し、1~5等に区分。郵便為替事業を開始。	1・一 郵便役所をすべて郵便局と改称し、1~5等に区分。郵便為替事業を開始。
2・20 旧幕府制定の国役金諸雑税(約1,550種)および新定の醸酒・醸油・僕婢・車馬・遊舫等の諸税廃止(明7・12限り)、酒造取締ならびに税則廃止(9・30限り)、さらに車税(1・1週及施行)・酒税規則制定(10・1施行)。	2・20 旧幕府制定の国役金諸雑税(約1,550種)および新定の醸酒・醸油・僕婢・車馬・遊舫等の諸税廃止(明7・12限り)、酒造取締ならびに税則廃止(9・30限り)、さらに車税(1・1週及施行)・酒税規則制定(10・1施行)。
2・28 1円銀を貿易銀と改正し、量目416グレーンを420グレーンに増加・改鑄することを定める。	2・28 1円銀を貿易銀と改正し、量目416グレーンを420グレーンに増加・改鑄することを定める。
2・一 陸運会社、内国通運会社と改称。4・30内務省、各地の陸運会社を5・31限り解散させるよう府県に指示。	2・一 陸運会社、内国通運会社と改称。4・30内務省、各地の陸運会社を5・31限り解散させるよう府県に指示。
3・4 銀地金改正、貿易銀に改鋳。	3・4 銀地金改正、貿易銀に改鋳。
4・一 大蔵省、米穀相場会社準則公布。	4・一 大蔵省、米穀相場会社準則公布。
4・一 紙幣寮に抄紙局設置(後の印刷局抄紙部)。	4・一 紙幣寮に抄紙局設置(後の印刷局抄紙部)。
4・一 清水誠、国産マッチ製造開始。	4・一 清水誠、国産マッチ製造開始。
5・4 兩替屋の旧貨幣引換を禁止。	5・4 兩替屋の旧貨幣引換を禁止。
5・20 米穀相場会社の税額制定。	5・20 米穀相場会社の税額制定。
5・29 酒類税則措置規則制定。	5・29 酒類税則措置規則制定。
6・25 新貨条例を改正し、貨幣条例を定める旨告白。	6・25 新貨条例を改正し、貨幣条例を定める旨告白。
7・11 田中久重、東京新橋に田中製造所を設立(主に電信機械を製作、芝浦製作所の前身)。	7・11 田中久重、東京新橋に田中製造所を設立(主に電信機械を製作、芝浦製作所の前身)。
7・12 抄紙会社、西洋紙製造。	7・12 抄紙会社、西洋紙製造。
7・14 株式および米穀取引所は内務省管轄の旨告白。	7・14 株式および米穀取引所は内務省管轄の旨告白。
7・29 三井物産会社設立。	7・29 三井物産会社設立。
8・5 度量衡取締条例・度量衡種類表・度量衡検査規則等を定める(尺貫法を統一)。	8・5 度量衡取締条例・度量衡種類表・度量衡検査規則等を定める(尺貫法を統一)。
8・28 市街地の地租を改正し、地価3/100課税と定める。	8・28 市街地の地租を改正し、地価3/100課税と定める。
9・8 租税・賦金を国税・府県税と改称。	9・8 租税・賦金を国税・府県税と改称。
9・30 諸建物書入質規則および売買譲渡規則制定。	9・30 諸建物書入質規則および売買譲渡規則制定。
9・30 潛酒・醤油等の種類廃止、鑑札返納を令達。	9・30 潜酒・醤油等の種類廃止、鑑札返納を令達。
10・4 煙草税則制定(明9・1・1施行)。	10・4 煙草税則制定(明9・1・1施行)。

明9(1876)年

京	都	府
1・13 パピール ファブリック操業開始、西洋紙を製造発売。 ⁽¹⁾	府誌 下	▷ 木村藤吉、白川筋三条下ル梅宮町に京都広行社の工場を設け、人造染料と化学染法を応用してモスリンの友禅染を行なう。
2・29 米会社つぶれる(負債2万円)。	大阪日報 3・31	京都織物卸市場の概要
3・15 第5回京都博覧会を京都御所において開催 ⁽²⁾ (~6・22)。	京都博覧協会史略	▷ 第一国立銀行支店西京出張所、官金出納業務を返納し、一般銀行事務を取扱う。
4・1 薬物他5商に府税を課す。	府史租法類	京都商工会議所史
4・6 西洋色染所を専密局前に設置、希望者に教授。	府史勧業類	▷ 呉服商、外国の輸入品におされ西陣織の売れ行き不振。
4・一 城南三郡茶商会社解散。	府農業発達史	大阪日報 8・2
4・一 米国フィラデルフィア万国博に各種刺繡を出品し、大好評、輸出の途開ける。府誌 下		▷ 伏見駅開設で地元はかえって不景気、西京にうつり農民に転ずるものも出る。
5・10 西京・東京・横浜・新潟・大阪・神戸・大津・敦賀各為替会社発行の金券の消却完了。	政経大年表	大阪日報 8・26
5・一 福田佳蔵、福田製茶場創業。	伏見町現勢一班 大5	
7・一 三井銀行京都分店、新町六角下ルに創業(資本金10万円、私立銀行の初め)。	府勧業統計明19、三井銀行80年史	
7・一 四条河原の晩涼にぎわい、茶店・酒店に来客あいつぐ。	大阪日報 7・17	
8・12 官立京都司薬場廃止(長崎に移る)。	府史勧業類	
8・12 釀酒営業者に府税を課す。	府史租法類	
10・一 童仙坊出張授産所開設(植民のために土産の振興を図る)。	府誌 下	
12・29 勧業場貸付金上申規則を定める。	府史勧業類	
12・一 京都集産局(のち集産場)を勧業場門前に開設し商品の陳列・斡旋をはかる。 ⁽³⁾ (8・24規則布達) 布達373号		
この年		
▷ 府、丹後職工引立仮規則を制定、丹後縮緬の一手販売を計画。 ⁽⁴⁾	丹後機業の歴史、府著名物産調	
▷ 織機営業鑑札渡方規則を制定。	丹後ちりめん始租伝	
▷ 街灯点火のため点灯局設置。	京都電灯50年史	
▷ 与謝郡岩滝村の真名井純一、真名井座繰器を考案。	三丹蚕業郷土史	
▷ 旧綾部藩士族63名、習業社を設立。	綾部町史	
▷ 広瀬治助、写友禅を創始。	近代友禅史	

参 考	日 本
(1) 明4・5独人 レーマンおよびハルトマンの手により、ドイツから紙漉機械1組を輸入、明4・10葛野郡梅津村桂川左岸に製紙工場を建設、明9・1から操業を開始。工場名はドイツ語により、パピール ファブリックと称し、主として桂川の水力を利用、西洋式製紙場として西洋紙を製造発売。	京都貿易史 1・1 煙草に初めて課税。
(2) 第5回京都博覧会は初めて開会式を挙行。補助博として生花・抹茶・和歌・俳諧・蹴鞠等、出品人3,782人、出品数非売品8,324点・売品14万919点、通券5銭、入場者24万1,764人、小学児童1万3,402人、女紅場生徒2,681人、外国人107人、入場料5,872円3銭。	京都博覧協会史略 2・19 度量衡改定規則および三品種類表を布告し、3・15から新器を発売。旧器は同日から廃止。
(3) 集散場は本府管内の物産・工芸美術等の商品を集め、一場に陳列して来観者に品質を識別させ、購買の便を図り、これによって工技を興し、商法を盛んにするため開設。	3・4 銀貨条例中、貿易と本位金貨との価格比較改正布告(貿易銀100枚対金貨100枚)。
(4) 同時に西陣織18分社を8社(紋織・生紋・羽二重・縞子・縮緬・博多・天鵞絨・木綿)とし取締役を置き、織物検査の法を創め粗製濫造を防ぐ。このとき鑑札の数織物職1,996、仲買231。	府著名物産調 3・一 郵便貯金の利子を4分とする。
(5) 華士族以下の家祿・賞典祿(永世祿・終身祿・年限祿)を廃し、改めて公債として証券を下付、5ヵ年間据置、その後くじ引で償還、30年で完了。発行高1億7,386万円、端数は現金で交付したが、その額73万4,880円。処分を受けた華士族は31万3千人。	4・4 品川硝子製造所を工部省に設置(明10・11始業)。
○京都西陣大不況	5・11 勧商局を内務省に設置(勧業寮所管事務中商業関係を移管)。
「近ごろ不景気なのは何處も彼と同じことと見えて、京都西陣の織屋などは猶さら不景気にて、是まで織器機が絶えず3千挺も織立て居たるに、此頃では日々織て居るのが僅か千挺ばかりで2千挺は丸で休んで居るゆゑ、一機に均して二人づつ掛ると見ても4千人の職人が遊んで居ると申すことにて、本月15日は西陣辺の氏神なる今宮神社の祭礼なれば、例年の通り西陣の織屋織屋にて此日を晴と馳走をして騒るのを目的に、大坂より大そう魚類を買ひ入れたる肴屋もありしが此不景気なれば買人は有ても現金にては代が取れ兼るので、肴屋も大きに困り夫から其魚を四条通りの夜店に出て大安売りをしたと申しますが、京都一番と云ふ織屋の盛んな處ですら斯な景気なれば外は推て知るべしと、遊京上人より申し越されました。」	5・12 地租改正に承服せぬ者に対し、地価を一方的に決定し、収税を命ぜると布告。
東京日日 5・25	7・1 三井銀行開業(資本金200万円、営業店31店、総長三井右衛門)。
	7・29 三井物産会社設立許可。
	8・1 国立銀行条例を改正(銀行紙幣の金貨兌換を中止。資本金の8割の公債証書を政府に供託させ、同額の銀行紙幣の発行を許可する。資本金の2割を政府紙幣で保有させ、引換準備にあてる)。
	8・5 金祿公債証書発行。 ⁽⁵⁾
	8・10 内務省に授産局を設置。
	8・一 東京商社(東京為替会社の後身)、兜町米商会所と改称(10・2開業式)。
	9・4 大阪堂島米商会所創立出願(11・2開業)。
	9・一 開拓使、札幌に麦酒醸造所を設立(開拓使廃止後、農商務省について北海道庁所管へて、明22札幌麦酒醸造(株)が事業を継承)。
	9・一 清水誠、東京に新燧社を設立、黃燐マッヂを製造。
	11・一 米価続落、最低4円8銭を記録。
この年	この年
▷ 森村組設立(業務は陶磁器・漆器・銅器などの輸出)。	

京 都 府		
2・18 明治天皇、梅津パピール ファブリックに行幸。 政経大年表	100口および200口のジャガードを各1台製造し、第1回内国勧業博覧会に出品。京都貿易史	
3・2 竹野郡岡田村字岩坪に温泉開場を許可。 府史勧業類	11・1 仏語学教場の師教師レオン ジュリーの帰国に際し、府は仏語学教場および師範学校・中学校から優秀生徒を選抜し、ジュリーに託して仏国に留学させ、工業の研究をさせる。西陣史	
3・10 第6回京都博覧会を大宮御所および仙洞御所で開催 ⁽¹⁾ (~6・22)。京都博覧協会史略	この年 ▷ この年西南戦争による軍需景気で室町発展、綿布・金巾・メリヤス・ラシャ類の需要があり、洋反物商・貿易商は活況。府著名物産調	
3・1 一辻松太郎、辻製簾場創業。 伏見町現勢一班 大5	▷ 村田時計店開業。京都新繁昌記	
4・1 一京都市白川にモスリン加工工場創設。工業社と称し、友禅縮緼類似の施工をする。 政経大年表	▷ 宮津に盡道校女紅場開設。与謝郡誌	
5・1 上京区27組西大黒町に商報会社開業(活版印刷営業)。府統計書 明14	▷ 京都市寺町二条下ル山田啓助(龍紋氷室)、北海道産天然氷を移入し試売に成功。府誌 下	
5・15 葛野郡等持院村坪野光義、『靖州新報』発行を願出、許可される。府史図書類	▷ 紀伊郡下鳥羽村大字横大路の魚市場を七条停車場前(下京区不明門七条南入)に移転。府誌 下	
5・1 舶来雜貨商組合設立(下京区四条柳馬場東)。府誌 下	▷ 新聞・雑誌の発行相つぐ。 許可年月日 紙名 願人 備考 明10・1・19 西京新聞 早野作兵衛 明13ごろ絵入 桂 彦藏 新聞とし、21年ごろ廢刊	
5・1 河村製茶場(河村作次郎)・鎌田製茶場(鎌田次郎)・西野製茶場(西野次郎吉)創業。 伏見町現勢一班 大5	1・29 京都日日新報 鳩田 佐七 2・3 平安新聞 徳田 久敬 3・30 民会参考論 津田 敬之(兵庫) 6月発売禁止	
5・1 桑田郡第一女紅場を篠村に開設。 篠村史	3・30 新農新報 松本 孝輔(長崎) 4・20 官令新報 山本小三郎 5・24 安眠雑誌 藤木 潔 7・5発売禁止 6・20 東山新誌 和田 秀実(福岡) 6・20 鴨居珍誌 雄賀 豊太(大阪) 7・24 美也湖新誌 野間 米尾	
6・6 内国通運会社、与謝郡岩滝村に開業(人馬継立)。府統計書 明14	この年 叢書雑誌 水雲雑誌 叢書社(村上作夫・若松雅太郎) 府史図書類	
6・10 京都米商会所を七条内浜に設立(資本金6万円、頭取北条太兵衛、明19・12東洞院錦小路角に移転)。府史勧業類	▷ 横村知事、府集産局において丹後ちりめんの一手販売を計画したが実現せず。 ⁽²⁾	
6・15 西陣物産会社を廃し、智恵光院一条上ル橋町に西陣織物会所を設立。 ⁽²⁾ 府著名物産調、織物の西陣		
6・1 府、稻畠勝太郎に仏国留学を命ずる。稲畠勝太郎君伝		
7・15 府、織物の粗製乱造防止を目的とする織物会所規則施行(11・1以後証紙貼用、西陣織の名称をもって販売し、無証紙は不正品とみなす等を達す)。布達230号		
7・1 新高雄に麦酒醸造所を起業し、倉密局の分局とす(明14廃止)。府誌 下		
8・11 物産表を改正。府史勧業類		
8・1 伏見第4区南浜町に窮民引立取扱所を設立し伏見生産局と称し、授産を教導。 府史勧業類		
8・1 京都倉密局の分局として宮津倉密試験所を開設。事業は京都倉密局に準じる(明14廃止)。府誌 下		
9・25 諸車の府税1カ月金14銭8厘を納めるよう布達。府史租法類		
9・1 西陣織大工荒木小平、わが国で初めて		

参 考	日 本
(1) 第6回京都博覧会は出品人4,523人、出品数非売品1万173点・売品15万6,591点、通券5銭、入場者6万3,782人、小学児童7,074人、女紅場生徒1,372人、外国人198人、入場料3,263円19銭。 京都博覧協会史略	1・4 地租輕減・歳出節減の詔書により、正租を地価25/100賦課に改定、民費は正租の1/5以内に限定(7月施行)。
(2) 废藩後旧制渾テ瓦解シ製品漸次粗濫ニ流ルルニ方リ明治六年豊岡県序ニ於テ旧規ヲ參酌シ機株鑑札ヲ交付シ且ツ物産取扱所ヲ設置シテ製品ノ検査ヲ行ヒ改印ヲ押捺スル等尚ホ旧態ヲ維持シタリシカ廃県後ハ之レ又廃滅ニ帰シタリ明治十年楨村京都府知事本業ノ振作ヲ図リ壳買法度ヲ正確ニスルノ主旨ヲ以テ製品ヲ悉ク京都府集産局(当時京都府勧業課ノ管スル所)ニ括シ所謂一手販売ヲ行ハントシテ丹後織工引立仮規則ナルモノ十三ケ条ヲ制定シ、當業者数十名ヲ序下ニ喚徵シテ各其意見ヲ諮詢セシコトアリシモ事遂ニ成ラスシテ止ミタリト云フ 府著名物産調	1・17 大蔵省に本局・租税・關稅・検査・國債・出納・造幣・紙幣・常平・記録の10局設置。 1・20 売薬規則制定(6・1施行)。 1・1 質金利子を5分に改正。 2・13 旅人宿規則改正。 2・13 楊弓店取締規則制定。 2・13 民地の官有となり、官地の民有となるものおよび潰地等の除税・収税区分制定。 3・3 摺附木の無税輸出許可。 4・25 生糸製造取締規則を廃止(生糸印紙税徵收廃止)。 4・30 生糸壳買鑑札料廃止。 4・1 藤田伝三郎、大阪に製靴所設立(西南戦争により軍靴の需要増大)。
	8・21 第1回内国勧業博覧会、東京上野公園で開場(~11・30)。
	11・20 硝石輸出解禁。
	12・12 国立銀行濫設防止のため、国立銀行条例補正追加(11・29までに全国国立銀行許可数は33行、未許可数34行)。
	12・18 内国製木綿・メリヤス繡紗・股引の無税輸出許可。
	12・27 西南戦争の費用補填のため、予備紙幣2,700万円を発行。
	12・28 東京株式取引所設立許可(明11・5の新条例により、明11・5・10再び設立を出願)。

京	都	府
1・1 第一国立銀行西京支店設立(明27・1京都支店と改称)	第一銀行史、府誌 下	11・8 第百十一国立銀行設立(12・10開業、資本金30万円、頭取辻重義、営業所下京区三条烏丸東入ル)。日本金融史資料、京都金融小史
2・6 酒請壳税(請酒卸小売税)徵収を達す。	布達33号	11・11 諸商取締規則改正施行。大阪日報 11・20
2・26 酒類請壳免許の鑑札を下付。	府史租法類	12・8 伏見船会所開業(紀伊郡伏見山崎町)。府統計書 明14
3・15 第7回京都博覧会開催 ⁽¹⁾ (~6・22)。	京都博覧協会史略	12・20 『京都日日新聞』発行(寺町高辻、活版所雄文堂、11・25許可)。大阪日報 12・20、府史図書類
3・16 高島屋、下京11区薬師前町南隣りの持家に綿通店を開き南店と呼称。高島屋百年史	高島屋百年史	12・27 職工場仮規則改正(明14・4改正)。布達386号
3・21 角力規則施行(角力営業の者は従前無税のところ、諸浮業芸人と同じく営業には鑑札を受け、各月府税金1円ずつ上納)。大阪日報 3・27	府史勤業類	この年
3・28 勤業場へ人民貯金を勧告し、その規則を定める。	府史勤業類	▷ 西村總左衛門、ビロード友禅に成功。近代友禅史
3・1 織工場(京都府織物伝習所)の増築竣工。	西陣織物館記	▷ 舞鶴製糸場設立(士族授産)。興業意見
3・1 独人ワグネルを招き、倉密局に化学校を設置。	京都貿易史	▷ 宮津町に女紅場設立。与謝郡誌
4・22 京都集産局を払下げ集産場と改称する旨布達(第99号)、明12に至り取止め。	府史勤業類	▷ 座縫製糸伝習所開設。綾部町史
4・1 堀川商会設立、白川友禅を製作。	府勤業統計	▷ 西陣織の安物としづら染産額増進。府著名物産調
5・2 京都第四十九国立銀行設立(6・1開業)。	日本金融史資料	▷ 扇子に文人画・南画を描いたものが大流行。同上
5・1 飲食彩色料販売規則を制定。	府史勤業類	▷ 倉密局において独人ワグネル七宝顔料に力をつくす。同上
5・1 島津源蔵父子軽気球をあげる。同上		▷ 旧淀藩士族、淀城の地面借りガラス製造に着手。亀岡・上賀茂の士族西洋行手遊人形の職人となるもの多数。大阪日報 11・7
6・14 酒造営業税を徵収。	府史租法類	
6・20 『京都隔日新報』発行許可。	府史図書類	
6・1 加佐郡北田辺町に製糸会社開業。	府統計書 明14	
6・1 下村鶴吉、乙訓郡向日町に撚糸工場設立。	乙訓郡誌	
7・13 『風月新誌』発行許可。	府史図書類	7・13 『風月新誌』発行許可。府史図書類
7・25 『我楽多珍報』発行許可。	同上	7・25 『我楽多珍報』発行許可。同上
7・27 『勉強廣告新聞』(絵入傍訓)発行許可、まもなく廃刊。	同上	7・27 『勉強廣告新聞』(絵入傍訓)発行許可、まもなく廃刊。同上
8・15 第百銀行京都支店設立。	京都市勢一班	8・15 第百銀行京都支店設立。
9・21 『日日相場』発行許可。	府史図書類	9・21 『日日相場』発行許可。府史図書類
10・21 牛肉販売規則を達す。	府史勤業類	10・21 牛肉販売規則を達す。府史勤業類
10・23 『物価日新表』発行許可(金尾新吉出願)。	府史図書類	10・23 『物価日新表』発行許可(金尾新吉出願)。府史図書類
11・9 『物価日報』発行許可(青木藤八出願)。	府史図書類	11・9 『物価日報』発行許可(青木藤八出願)。府史図書類

参	考	日	本
(1) ① 第7回京都博覧会は大宮御所・仙洞御所で開催。出品物非売品6万9,363点・売品23万6,830点、通券5銭、入場者16万7,287人、外国人318人、入場料5,871円50銭。京都博覧協会史略 ② これまで外国人の遊歩里程外へ出るには必ず免許状を帯びる定めであるが、博覧会開場中前後30日間は大阪・神戸滞在の外国人でも無免状で京都市に来れるよう府から外務省に照会したところ聞届けられた。	大阪日報 3・3	1・7 銀行の出張所を支店と改称。	1・7 銀行の出張所を支店と改称。
③ 博覧会開場につき、15日から八軒家の三十石船は100日の間、上り船は日没まで、下り船は午後6時を限り、博覧会見物人は下等15銭にて往復することになった。	大阪日報 3・12	1・17 内務省、勧農局に紅茶製造場を設置。	1・17 内務省、勧農局に紅茶製造場を設置。
④ 博覧会には原田千之助が高樓を場中に設け望遠鏡を掛けて、3里半ばかりの所は話しもできるよう近く見える趣向。	大阪日報 3・7	1・17 米商会所および仲買人の支社・支店等開設禁止。	1・17 米商会所および仲買人の支社・支店等開設禁止。
		1・20 東京辰ノ口に勧工場設立。	1・20 東京辰ノ口に勧工場設立。
		2・14 免許鑑札料を質屋は免許税、旅人宿および芸者は営業税と改称。	2・14 免許鑑札料を質屋は免許税、旅人宿および芸者は営業税と改称。
		3・2 国立銀行条例に改正を加え国立銀行の設立を抑制するため資本金総額4千万円、発行紙幣3,400万余円を限度とする。	3・2 国立銀行条例に改正を加え国立銀行の設立を抑制するため資本金総額4千万円、発行紙幣3,400万余円を限度とする。
		3・13 東京商法會議所設立。	3・13 東京商法會議所設立。
		3・16 内国債募集を大蔵省に委任する。見込金高1,250万円。	3・16 内国債募集を大蔵省に委任する。見込金高1,250万円。
		4・18 第三十三国立銀行、初めて生糸海外荷為替取組。	4・18 第三十三国立銀行、初めて生糸海外荷為替取組。
		5・4 株式取引所条例制定(株式取引条例廃止)。	5・4 株式取引所条例制定(株式取引条例廃止)。
		5・1 政府、起業公債証書を発行。	5・1 政府、起業公債証書を発行。
		5・1 パリ万国博覧会(~11月)。	5・1 パリ万国博覧会(~11月)。
		6・1 東京株式取引所開業。(7・15大阪株式取引所開業)。	6・1 東京株式取引所開業。(7・15大阪株式取引所開業)。
		6・3 貸座敷取締規則改正、張見世禁止。	6・3 貸座敷取締規則改正、張見世禁止。
		6・30 内国勧業博覧会事務局廃止。	6・30 内国勧業博覧会事務局廃止。
		7・27 大阪商法會議所設立。	7・27 大阪商法會議所設立。
		9・28 国立銀行の税額設定(銀行紙幣下付総額の7/1000)。	9・28 国立銀行の税額設定(銀行紙幣下付総額の7/1000)。
		9・30 株式取引所の税額設定(現収総金高の1/10)。	9・30 株式取引所の税額設定(現収総金高の1/10)。
		12・20 地方税中営業税・雑種税の種類および制限設定。	12・20 地方税中営業税・雑種税の種類および制限設定。
		12・28 税金預所設置。	12・28 税金預所設置。
		この年	この年
		▷ 明10、円中文助、有志者とはかって石川県金沢にわが国で始めての撚糸会社を創立し、この年から開業。	▷ 明10、円中文助、有志者とはかって石川県金沢にわが国で始めての撚糸会社を創立し、この年から開業。
		▷ 華士族に金祿公債証書を下付。	▷ 華士族に金祿公債証書を下付。
		▷ 蕎音器を輸入。	▷ 蕎音器を輸入。
		▷ 年末までに国立銀行免許累計98、開業95となる。	▷ 年末までに国立銀行免許累計98、開業95となる。

明12(1879)年

京 都 府	
1・24 『西京新誌』発行許可。 府史図書類	革をもたらす。 ⁽²⁾ 京都織物卸市場の概要
1・— 竹原銀行創立(資本金10万円、頭取竹原弥兵衛、営業所上京区柳馬場三条上ル)。 京都金融小史	▷ 粗製茶の排斥および取引上の円満を期するため、京都市に茶業取締所をおく。 府誌上
2・17 飲食店で来客に酒類を供する者は酒類受売鑑札をうけるよう布達。 府史租法類	▷ 12年中諸商業開業4,653名、同廃業3,513名。 ⁽³⁾ 西京新聞 明13・1・7
3・13 薬酒・滋養酒等課税布達。 同上	▷ 平安義会創立。 浜岡光哲翁77年史
3・15 第8回京都博覧会開催 ⁽¹⁾ (~6・22)。 京都博覧協会史略	▷ トーマス エジソン、綴喜郡八幡町の竹を使って、炭素線白熱電球を発明(昭和44年米国エジソン財団から石清水八幡宮に1万ドル奉納)。 京都 昭44・9・18
3・— 大阪第十三国立銀行(明10・5設立)京都支店開設。 府治概表 明20	
4・17 内国米穀物価日報発行許可。 府史	
4・— 堀川新三郎染法の改良に努め、写染に成功。 明治事物起原	
4・— 第七十国立銀行創立(営業所久世郡淀町)。 府治概表 明20	
4・— 織工場を織殿と改称。 京都経済史	
5・6 村上作夫、『京都商事迅報』発行を出願、許可。 日本新聞史	
5・— 片岡製茶場創業。伏見町現勢一班 大5	
5・— 千総の加茂川友禅、第8回京都博覧会において金牌をうける。 近代友禅史	
5・— 京都市内醤油業者、私立組合をつくる。 府醤油協組10年記念誌	
6・15 商報会社設立(資本金15万円、代表者浜岡光哲、営業所三条東洞院東、現在の京都新聞社の母体)。 日出 大15・2・25、日本新聞史	
6・21 『京阪相場日報』発行許可。府史図書類	
7・1 内国通運会社開業(下京区30組東塩小路町)。 府統計書 明14	
7・18 産業誘導社組織(在京都官家士族等が組織、上京区10組玄武町、資本金3万円、木綿毬子織・金七宝焼・市松人形等営業)。 府勧業統計 明14	
8・6 『布告早和加利』発行許可。 府史	
9・— シドニー博覧会に参加。 京都貿易史	
10・14 俳優鑑札下附(鑑札所持者は免税、無鑑札のものは月税を課す)。 府史	
10・15 『布告早操』発行許可。 同上	
11・11 第百五十三国立銀行設立免許(12・5開業、上京区22組錦砂町280)。 日本金融史資料	
12・23 京都集産場は明11布達99号で竹久正助に払下予定のところ取戻し、勧業場所轄商務所に附属させる。 西京新聞 明13・1・7	
この年	
▷ 西陣でオランダ製品に模して肩掛け地の製織を始める。 西陣史	
▷ 広瀬治助、色糊法の発明で友禅染に一大変	

参 考	日 本
(1) 第8回京都博覧会は御苑内常設会場で開催。出品人3,994人、出品物非売品5,639点、売品421,776点、通券5銭、入場者186,143人、外国人290人、入場料6,534円65銭。 京都博覧協会史略	1・9 大蔵省に商務局設置(内務省勧商局の事務を引き継ぐ)。
(2) 色糊で型紙を用いて縮緬を捺染し、蒸し、水洗して仕上げる写染に成功。容易に大量の染出しができるため、原価を節減し、品質も優良で大いに好評を博した。	4・7 第2回内国勧業博覧会開催の旨布達(明14・3・1~6・30)。
(3) 昨明治十二年中成功表 諸商業開業四千六百五拾三名同廃業三千五百拾三名 席貸開業百八軒同廃業五十八軒娼妓開業貳百四拾三名同廃業五百拾貳名芸娼妓開業百八拾七名同廃業百五拾三名同十二年一月より六月廿三日まで浮業成功表 諸芸人開業貳百武拾四名同廃業百六十五名諸興業願届五百六十五名同廃業届五百六十七名遊慰所開業三十八名同廃業貳拾五名止宿芸人開業千九百武拾貳名同廃業千八百三十四名なりと聞けり	5・3 飛脚・貨物運送私営解禁。
(4) 銀行(明14)(名称・所在地・頭取名・設立年月)	5・19 大蔵・内務両省、生糸繭共進会開催を布令、同規則頒布。
第四十九国立銀行 下京区3組玉蔵町121番戸 片山茂十郎 明11・5	5・29 税金預所を大蔵省為換方と改称。
第一百十一国立銀行 上京区28組上妙覚寺町280番戸 奥田小三郎 明11・11	5・— 川口硫酸製造所設立(大阪、民間硫酸製造の初め)。
第七十国立銀行 久世郡淀下津町156番戸 岡田 栄豊 明12・4	6・3 木綿・絹・絹綿交各織物および陶器・磁器・七宝器・漆器・竹器・銅器・鍍器・紙・扇・團扇・傘の無税輸出許可(7・1実施)。
第一百五十三国立銀行 上京区22組錦砂町280番戸 桂 正芳 明12・11	7・3 旧藩県旗下札交換終了。
第一国立銀行 京都支店 明11・1	7・9 貸座敷および娼妓規則改定。
大阪第十三国立銀行 京都支店 明12・3	8・— 東京海上保険会社を設立(東京南菱場町、資本金60万円、岩崎弥太郎)。
大阪第百三十国立銀行 京都支店 明13・8	8・— 官省札、新紙幣と交替完了。
大阪第百三十国立銀行 福知山支店 明16・7	9・15 横浜において、第1回製茶共進会を開催(内務省勧農・商務両局主催。会期1カ月)。
私立竹原銀行 下京区5区組弁慶石町48番戸 竹原弥兵衛 明12・1	9・27 千住製絨所開業(内務省勧農局所管)。
三井銀行 京都支店 下京区新町六角下ル 明9・7	11・1 第1回生糸・繭共進会開場(横浜町会所)。
資料 竹原銀行までは府統計書(明14)、以下は府治概表(明20)による(年表によって一部修正)。	11・22 安田銀行設立許可(資本金20万円、明13・1・1開業)。
	12・1 大阪手形交換所設置、手形交換を開始(11・28設立許可、わが国最初)。
	12・25 綿砂糖共進会会場および事務所設置(大阪府下東横堀博物場)。
	12・— 全国各地方に於て米商会所類似の営業または限月売買の私営禁止。
	この年
	▷ 政府起業基金22万円で英國から2,000錘紡機10基を購入し、無利子・10年賦で払下げ(いわゆる2,000錘紡績)。
	▷ 年末現在、国立銀行開業数151行(免許数153行)。資本金4,061万円にのぼる。京都第百五十三銀行を最後として、以後不許可。以降私立銀行、銀行類会社の設立盛ん。 ⁽⁴⁾
	▷ 米人経営の製氷工場、初めて製氷開始。

京	都	府
1・31 煉真社設立（営業所加佐郡舞鶴町、頭取牛窪松軒、薬品亮賣）。 大阪日報 2・11	8・1 府、パピールファブリックを磯野小右衛門に払下げる（磯野製紙場となる）。 王子製紙社史	
2・27 下京区26組女紅場開業。 大阪日報 2・25	10・9 審致社、加佐郡南田辺町に開業（養蚕）。 府統計書 明14	
2・1 京都名産会社開業（下京区18組徳万町、資本金2万5,000円、外国雑貨直輸入）。 府統計書 明14	10・22 早野篠之助、『明進新誌』発行を出願、許可される（明14・6・1廃業届出）。 府史図書類	
3・1 第9回京都博覧会開催 ⁽¹⁾ （～6・8）。 京都博覧協会史略	10・28 盛共社、与謝郡岩滝村に開業（資本金3,500円。生糸縮緬取扱）。 府統計書 明14	
3・13 『常盤新聞』発行許可。 府史図書類	11・8 京都染工総会所を下京区6組河原町通り上ル備前島町に設置、染物検査および雇人取扱方等を実施。 大阪日報 11・25	
3・15 京都日日新聞社、京都日報社と改称届出。 同上	11・17 澄教社を上京区30組天性寺前ノ町に開業（新聞雑誌販売）。 府統計書 明14	
3・1 植田製樽場創業。伏見町現勢一班 大5	12・1 南桑銀行、篠村に設立。 篠村史	
4・7 『西京絵入新聞』発行許可。府史図書類	この年	
4・1 東京貯蓄銀行京都支店開設。 京都市勢一班	▷ 南桑田郡の寒天製造業者の団体広旺社設立。 府寒天産業	
4・1 府、旧綾部藩士族授産のため綾部に製紙場開設（窮民授産所の所轄）。 明治維新社会経済史研究	▷ ドイツの直接染料輸入。 近代友禅史	
5・1 多賀社、綏喜郡多賀村に開業（資本金4,000円、茶商）。 府統計書 明14	▷ 西陣の機業家佐々木清七、西陣で初めて洋式機械を利用。 京都貿易史	
5・9 京都日日新聞社、大和大路小松町に移転。 大阪日報 5・12	▷ 明14・5 ドイツのフランク・ホルトマンマンで鉱泉学博覧会が開催されるにつき、相楽郡有市村字北大河原の炭酸泉と竹野郡木津郷の温泉を出品のため、内務省衛生局に6瓶ずつ送付。 大阪日報 12・12	
5・15 京都日日新聞社、『京都絵入新聞』発行。 大阪日報 5・12	▷ 住友製糸場、上京区丸太町鴨川東川端に創設。 府誌 上、府統計書 明14	
5・22 金祿公債証書の買上げ廃止を布告。 府史稿制類	▷ 見弘舎を天田郡第5組福知山に設立（藤木龜太郎舎長、全国の新聞紙を取次ぎ）。 大阪日報 8・5	
5・1 山城・丹波3郡、地租改正完了。 地租改正紀要	▷ 府養蚕場を浅田豹作に払下。 明治文化と明石博高翁	
6・3 諸職工組合に免稅を布達。府史稿法類	▷ 今出川千本東入ル永井喜七、小川元誓願寺の元備前藩旧邸地を買取り蒸氣力により糸操を試験しあよそ1日に90把を操る。益金1カ月約700円。近く開業。 大阪日報 2・4	
6・16 蠟燭商社、加佐郡河守町に開業（資本金3,000円）。 府統計書 明14	▷ 舎密局製造の七宝焼、宣伝不足で年間1千余の売れ行であったが、天皇巡幸の際の買上げをきっかけに売れ行きのびる。 大阪日報 11・28	
6・24 盛業社、与謝郡本町に開業（資本金5,225円、生糸・縮緬取扱）。 同上	▷ 加佐郡堀敏夫、原田周作紡糸機械を発明（普通紡糸機械の10倍の能力）同地に普及し始める。 大阪日報 9・26	
6・1 府栽培試験場廃止。 明治文化と明石博高翁		
6・1 府農牧場本場を小牧仁兵衛に払下。 京都貿易史		
7・1 府画学校開校式。 文部省年報 明13		
8・21 商報会社社主浜岡光哲から『京都商事迅報』と改題の願出。 府史図書類		
8・1 北桑田・葛野2郡の有志、千本木材市場を設立。 北桑田郡誌 近代篇		
8・1 府、三田忠兵衛・高松長四郎を染色研究のためドイツに留学させる。 京都貿易史		
8・1 第百三十国立銀行支店を柳馬場三条上ルに設置（資本金25,000円、明38・7閉鎖）。 府勧業統計 明19		

参 考	日 本
(1) 第9回京都博覧会は大宮御所と仙洞御所において開催。出品人2,970人、出品物非売品2,985点、売品46万8,881点、通券5銭、入場者17万6,938人、外国人310人、入場料7,601円35銭。 京都博覧協会史略	1・17 薬品取扱規則制定。 1・1 同伸会社設立（生糸直輸出商社）。
(2) 府庁会計課では、これまで公開の諸品はすべて最寄諸商店から入札で調達していたが、こんど用紙・界紙類は授産所から、筆類は懲役場から調達することになった。 大阪日報 12・10	2・5 10、5、1円の各紙幣を改造、漸次旧紙幣と交換の旨布告（明14・2から1円を、明15・7から5円を、明16・9から10円を発行）。
	2・23 横浜正金銀行設立許可（資本金300万円、うち100万円政府出資、2・28開業）。
	4・1 三菱為替店開業（のちの三菱銀行）。
	4・8 地方税規則改正。
	4・8 営業税・雑種税の種類制限改正。
	4・12 洋銀相場高騰し、株式取引所・横浜取引所の金銀貨取引および全国米商会所の米穀限月売買、停止を命じられる。5・4解禁。
	4・15 米商会所条例・株式取引所条例各改正、金銀米穀および株式の限月売買私営禁止。
	4・16 金銀・米穀売買および両替店・為替店等営業者取締方制定。
	5・8 大蔵省に銀行局を設置（銀行課は廃止）。
	5・20 地租特別修正許可布告（地租改正の際に決定した地価は、明18までの5年間変更せず初定率を適用、地目変更・改正後5年満期の者はその地価を修正）。
	5・1 内務省、士族授産および一般殖産を目的として、勧業資金貸与の内規を決定。
	6・5 書画および諸製造物の巧芸美術に係るものは無税輸出許可（7・1実施）。
	6・15 備荒儲蓄金創設（明14・1施行）。
	7・15 京都・大津間鉄道開通。
	8・12 停止中の米商会所9・1から現米直取引限り認可を達する。
	9・13 横浜取引所、横浜株式取引所と改称、公債証書・諸株式の売買を許可される（9・15開業）。
	9・27 酒造税則および醤麴営業税則制定、旧酒類税則廃止（10・1施行）。
	11・5 地方税規則改定（地租1/5を1/3に変更、地方税支弁の費目増加、府県土木費下付廃止）。
	11・5 工場払下概則を定める（内務省・工部省・大蔵省・開拓使に官設工場の漸次民有化を命令。明17・10・3廃止）。
	12・23 株式取引所条例改正。
	12・26 製紙所連合会設立、同会規約を協定（のち日本製紙連合会と改称）。
	12・1 米価高騰、明8以降の最高を記録（東京最高12円11銭、大阪最高10円80銭）。
	この年
	▷ 金銀正貨海外流出おびただしく、年末までに正貨準備高は紙幣流通高の5.7%（明5は約21%）。

京 都 府				
1・19 北垣国道、知事に就任。 府治要覧	8・23 区部・郡部地方税賦課徴収規則を定める(営業税・雑種税・地租割税・戸数割税)。 ⁽³⁾			
1・— 製革場・伏水製作所を民間に払下。 京都貿易史		布達甲143号		
1・— 同盟社、天田郡福知山に設立(資本金4万8,000円、貸付業)。 府勵業統計 明14	9・16 西洋酒模造リキュール醸造賦税について大蔵省に伺い、造石税免除の指令を受ける。 府史租法類			
2・20 京都市内銀行8行、京都同盟銀行を組織、業務上の研究、手形交換手続の相談を行なう。 3月淀第七十国立銀行、5月第六十四国立銀行京都支店、6月竹原銀行、11月第百十五国立銀行西京支店加盟12行となる。 ⁽¹⁾ 府誌 下	9・— 京都翠簾(すだれ)商組合設立。 府誌 下			
2・24 ビール製造免許鑑札下付を大蔵省に伺い、指令を受ける。 府史租法類	10・1 牛乳搾取並販売取締規則を施行、免許制となる。 布達甲163号			
2・— 中井三郎兵衛・磯野小右衛門等、織殿の払下を申請、設備一切払下を受ける。 西陣織物館記	10・— 大原(資)を宮津町字鶴賀に設立(資本金8,000円、金錢貸付営業)。 与謝郡現勢一班			
2・— 京都博覽会場を御苑東南隅に新築落成。 京都博覽会沿革誌	11・— 中西印刷(名)設立。 府統計書 明44			
3・1 第10回京都博覽会開催 ⁽²⁾ (~6・8)。 京都博覽協会史略	12・3 中牛馬会社分店を下京区5組大黒町に開業(資本金300円、水陸物貨運輸営業)。 府統計書 明14			
3・24 陸運会社、南桑田郡龜岡北町に開業(資本金500円)。同じく陸運会社支社、龜岡旅籠町に開業。 府統計書 明14	12・6 共同運搬会社を下京区30組東塩小路町に開業。 同上			
4・1 集産場、改築落成開場。 布達甲8号	12・— 明石博高、京華温泉場を河原町蛸薬師東入ル旧土佐屋敷南方空地に開設。 明治文化と明石博高翁			
4・18 売薬営業者免許期限満期の者の税収方を大蔵省に伺い指令を受ける。 府史租法類	12・— 京都同盟銀行、為換打歩立会場所を下京区新町六角下ルに開設し、1週間に両日為換を売買。 府誌 下			
5・11 区部の営業税・雑種税の税額制限を定める ⁽³⁾ 。 布達乙10号	この年			
5・22 浜岡光哲は宮津の鳥居誨と協力し、京都新報社で日刊『京都新報』創刊。定価1部1錢8厘。 日本新聞史	▷ 伏見魚市場設立。 府誌 下			
5・— 織田製糸場、天田郡雲原村に設立。 府勵業統計 明14	▷ 府、商事諮詢会設立。 浜岡光哲翁77年史			
6・4 陸運会社、船井郡園部新町に開業。 府統計書 明14	▷ 第一茶商組合設立。 府農業発達史			
6・15 舞鶴製糸会社、舞鶴に開業。 大阪日報 6・21	▷ 洗湯業者が申合わせ、これまで8厘であった湯錢を1錢に値上。 大阪日報 3・29			
6・— 旧豊岡県(丹後5郡・天田郡)地租改正完了。 地租改正紀要	▷ 第一国立銀行西京支店に貯金取扱所開設。 10銭以上の貯金を預る。 大阪日報 3・30			
6・— 製糸工場赫耀社を何鹿郡中上林村に設立。 府勵業統計 明14	▷ 舎密局を明石博高に払下げ。 明治維新社会経済史研究			
7・1 鐵道社を与謝郡雀ヶ町に開業(資本金150円、安全摺附木営業)。 府統計書 明14	▷ 下京区20組松原仲町の旭商社では扇子・団扇数千を仕込み朝鮮に輸送見込。大阪日報 1・16			
7・10 第一丹後織工会社を与謝郡後野村に開業(資本金7,500円、絹縮緬織立)。 同上	▷ 宮津舎密試験所を岩滝村の有志家小室守造に払下げ。 大阪日報 2・19			
7・— 岸本八次郎・安堂猪之松・久世郡楳島村に針金・銅板製造場設立。 府勵業統計 明14	▷ 府下の商売戸数 38,906戸			
7・— 府営製糸場を住友に払下。 府農業発達史	区分 総数 卸売 仲買 小売			
	総数 38,906 7,378 3,343 28,185			
	京都市 18,484 4,722 769 12,993			
	郡部 20,422 2,656 2,574 15,192			
	府統計史料集			

参 考	日 本
(1) 8行は第一国立銀行西京支店、大阪第十三国立銀行京都支店、京都第百十一国立銀行、大阪第二十六国立銀行西京支店、京都第四十九国立銀行、第百三十国立銀行西京支店、京都第百五十三国立銀行、三井銀行京都分店。	2・— 新紙幣1円券(改造紙幣)発行。
(2) 第10回京都博覽会は御苑内常設会場において開催。出品人1,885人、出品物484,075点、通券5銭、入場者188,584人、外国人352人、入場料8,180円50銭。 京都博覽会史略	3・1 第2回内国勵業博覽会開会。
(3) 区部の営業税・雑種税の税額制限は、会社・卸売商・仲買商・小売商は制限1カ年100円以内、製造所も同様、職工は1カ年5円以内、演劇その他興行遊覧所は上り高7/100以内、料理屋(西洋料理屋共)1カ年50円以内、待合茶屋・芝居茶屋・人寄席30円以内、質屋・両替屋(為替店共)40円以内、古着・古金・古道具(書画骨董店共)60円以内、旅籠屋・諸飲食店(鰻屋・そば屋・すし屋類)30円以内、遊芸稼入20円以内、水車15円以内。 布達甲143号	3・— 金貨1円に対し紙幣価格1円93銭となる。4月、銀貨1円に対し紙幣価格1円79銭。
○府施設払下	4・1 内国通運会社、東京・大阪間に郵便および荷物輸送馬車の定期路線を開始。
施設名 設置 払下 払受者	4・7 農商務省を置く(初代卿は河野敏鎌)。
舎密局 3・11 明14 明石博高	4・7 度量衡事務を農商務省に転属。
窮民授産所 " 貸下 16・2 ⁽¹⁾ 石田治兵衛他	4・18 郵便貯金利子6分から7分2厘、に引き上げ。
製革場 4・1 14・1 明石博高	4・28 会計法を定める(從来の会計諸規則を統合)。
養蚕場 4・4 13 浅田豹作	4・29 硫黄の無税輸出許可(5・15実施)。
製絲場 5・6 貸下 7・4 ⁽²⁾ 野村揆一郎他	5・3 セメント製造会社設立許可(山口県、のちの小野田セメント)。
製靴場 6・2 14 明石博高	6・24 度量衡取締条例中改正(7・1実施)。
伏見製作所 6・12 14・1 明石博高	6・27 大蔵省に会計局設置。
織工場(明12・4織殿と改称) 7・6 14・2 中井三郎兵衛	6・30 地租改正事務局廃止。
化介所 15・6 ⁽³⁾ 20・7 京都織物会社	8・13 石油取締規則制定(明15・1・1実施)。
染殿 8・3 貸下 15・4 小室守造	9・22 日本坑法補正。
パピールファブリック 8・11 廃止 14 ⁽⁴⁾ 磯野小右衛門	9・26 内国勵業博覽会事務局廃止。
集産場 9・12 北村豊次郎	10・21 松方正義を參議兼大蔵卿に任命。
宮津舎密試験所 10・8 14 北村豊次郎	11・11 政府、日本鉄道会社に特許約書を下付し、同会社成立(資本金2,000万円)。
撚絲場 15・11 22・4 綾部製紙場	12・17 大日本水産会設立。
綾部製紙場 13・4 16・3	この年 ▷ 服部金太郎、東京京橋に時計店開業(大6服部時計店となる)。

注 (1) のち西陣共進織物会社となる。(2) 明14・7住友に売却。(3) 再び府営。(4) 舎密局払下と共に廃止、業務は綾殿染色部に引継。(5) 明39・5梅津製紙(株)、大13・6富士製紙(株)工場、昭8・5王子製紙(株)工場

京	都	府
1・一 為換打歩立合場所を西京為換取引所と改称し、毎週火・金曜日定期立合を行なう。	12・一 平安抄紙場を創立（京都士族授産金3万円のうち3,000円を資本金として借りうけ、多村知興の総括で旧宮家の人々50名余を職工として開業）。	府誌 下 日出 明21・12・15
1・一 西陣織物会所、仲買出身取締経理し会所の機能停止。	この年	西陣織物館記
2・一 京都同盟銀行、預け合規則を設ける。 ⁽¹⁾	▷ 生糸相場暴落。西陣・丹後織物業界打撃深刻。	府誌 下 京都貿易史
3・1 第11回京都博覧会開催 ⁽²⁾ （～6・8）。	▷ 西陣の織物8社から若干名ずつ議員を選び、織物会所諸規則改正協議会設置。	京都博覧協会史略 西陣史
3・11 府、飲料製氷貯雪並販売規則制定。	▷ 林源助、西陣共進織物会社を中立壳松屋町西入ル府授産場跡に設立。南京繡子の製織を行なう。 ⁽⁵⁾	布達甲58号 織物の西陣
4・一 市内実業家68名、柳池小学校に会合、政府諮問「商事慣例」を答申。京都商工会議所史	▷ 機械製糸遊里伝製糸場を、何鹿郡中上林村の福井久兵衛が創業。	西陣研究 何鹿郡蚕糸業史
5・12 織物伝習生近藤徳太郎、リヨンから帰国、ジャガード機の安全使用法を伝え、ドビー機を輸入。	▷ 西陣の紋織技巧大いにすすむ。 ⁽⁶⁾	西陣史
5・22 旅籠屋営業取締規則布達（廃業転居等の警察届出、止宿帳簿の備付等を定める）。	▷ 京都をはじめとして全国的に万年青が流行。投機熱あおられ、1葉数百円で売買される。	風雪京都史
布達109号		
5・23 明15年度区部地方税賦課徵收規則制定（営業税・雜種税・地租割税・戸数割税）。		
布達110号		
5・一 松井利吉、松井製茶場創業。		
伏見町現勢一班 大5		
6・16 明15年度郡部地方税賦課徵收規則を制定（営業税・雜種税・役税・地租割税・戸数割税）。		
布達128号		
6・一 加佐郡有路上村に上山製糸工場・河田製糸工場設立。		舞鶴
6・一 織殿を再び官営に復し、模範織物を製織させ、洋式機織法を教授させる。 ⁽³⁾		織物の西陣
8・一 梅原源右衛門・美濃部忠兵衛等の発起で共恵社（下京区柳馬場綾小路下ル）を組織、相互の金融を図る。		日出明 23・9・28
9・2 『京華新聞紙』発行許可。府史図書類		
9・13 地租割税、戸数割税の課額を定める。 ⁽⁴⁾		
布達166号		
9・一 平安貯蓄銀行設立。		政経大年表
10・9 京都商工会議所設立認可、11月商工同業組合設立について府に建議。京都商工会議所史		
11・一 府、撚糸工場設立（愛宕郡田中村、仏國リヨンで器械撚糸技術修得帰朝の今西直次郎参画、明22民間払下げ）。		京都商工会議所史
12・4 ビール税徵収方を大蔵省に伺い、課税すべき旨の指令を受ける。		府史租法類
12・17 第一国立銀行西京支店伏見出張所開設（明22廃止、明31復活）。		第一銀行史

参	考	日	本
(1) 京都同盟銀行は互に預け金をし、為替手形、当座預金引出小切手を正金と交換する手数を省く。月末・月始の両日、各手形名宛銀行において一時振出しの手形と交換し、翌朝現金で決済。	府誌 下	1・16 会計法改定。	
(2) 第11回京都博覧会を、御苑内常設会場において開催。出品人1,235人、出品物403,455点、通券5銭、入場者135,723人、入場料6,087円74銭5厘。	京都博覧協会史略	1・20 営業税・雜種税規則改正。	
(3) 歐州で機織を修めて明15・5帰国した近藤徳太郎に命じて、官営に復した織殿を整理させて模範織物を製織させた。明16から西陣の生徒を募集して、洋式機織法を教えさせた。明20・7払下げ民業となる。	織物の西陣	4・1 横浜茶商協同組合、地方の製茶家に自販を促す。	
(4) 地租割税・戸数割税の課額は、区部は地租1円につき15銭7厘、1戸につき26銭、郡部は地租1円につき30銭2厘、1戸につき75銭5厘。なお上半期戸数割税は9・1現在の各戸に賦課。		4・7 農商務省、管理局設置。	
(5) 西陣共進織物会社では、明15末には外國から力織機を購入、図解説明書を頼りに明16その組立に成功。蒸気機関により運転して繡子製織を行う。	織物の西陣	5・3 大阪紡績会社設立（ミユール1万錘、明16・7操業）。	
(6) ジャガードの普及により、西陣の紋織技巧が大いに進歩し、明15のころには二重絹の宝萊織が案出され、ついで三重絹や四重絹ができ、次第に巧緻なものとなり、やがて平地に他の組織を混合した畦織や二重絹両面繡子の宝織等を経て、明20年前後から小模様浮文の精緻な繡珍の流行に転じ繡子地全盛となる。	西陣史	5・6 大蔵省、私立銀行および銀行類似会社創立出願方制定公布。	
		6・22 政府、士族勧業資本金として3,075,000円支出を決定。	
		6・27 日本銀行条例を定める。10・9開業免許（資本金1000万円、政府半額出資、10・10営業開始）。	
		7・16 5円改造紙幣発行。	
		7・26 姫妓および貸座敷・引手茶屋の賦金規則制定。	
		10・11 日本銀行、当所商業手形割引歩合（公定歩合）を2錢8厘とする（11・22、2厘引下げ）。	
		10・27 売葉規則補正、売葉印紙税（明16・1・1施行）。	
		10・一 紡績連合会設立（愛知紡績所長岡田令高的主唱による）。	
		11・30 諸営業取締令発令。	
		12・11 為替手形・約束手形条例制定。	
		12・18 日銀大阪支店開業。	
		12・21 売葉印紙制定。	
		12・25 大阪商船会社設立許可、明17・5・1開業。	
		12・27 煙草税則改正（明16・7・1施行）。	
		12・27 酒造税則中改正追加。	
		12・27 醬麴営業税則中追加。	
		12・27 米商会所、株式取引所仲買人納税規則制定（明16・4・1施行）。	
		12・28 地方税規則改正追加。	
		12・一 米価7円10銭となる（明13末にくらべ、45%の暴落）。	
	この年		
	▷ 貿易収支超に転ずる（明26まではほぼ出超づく）。		
	▷ この頃専ら外人の飲料であったラムネをよく日本人も飲用。		
	▷ この頃ワグネルの指導により東京牛込小川町に洋式陶窯を築く。		

京 都		府	
1・一 協同社、天田郡福知山に創業（養蚕・製糸を営業）。	府治概表 明21	7・一 高木文平・山田長左衛門、京都生糸為替取引所を下京区烏丸三条下ルに設立（資本金2万円）。	日出 明21・9・18
2・10 府、菓舗営業取締規則制定。	布達甲8号	7・一 第百三十国立銀行福知山支店開設（資本金25,000円）。	府勸業統計
2・19 税額改正し、材木筏一乗につき金5円以内、竹筏一乗につき金50銭以内とする。	布達甲9号	8・16 郡部に対しても商工業者組合設立を勧奨布達。	布達乙153号
2・25 京都絵入新聞社、下京区東洞院四条下ルに創立。	日本新聞史	8・23 自転車課税廃止布達。	布達乙158号
2・一 共立魚会社、加佐郡舞鶴東吉原町に設立（資本金6,000円）。	府漁業の歴史、府勸業統計	12・5 茶業を営む者は組合を設立するよう布達。	布達甲111号
2・一 京都商工会議所、府勸業課の諮問に「府下商工業の現況調査」を答申。	京都貿易史	12・24 京都鹿子織商組合を下京区烏丸六角下ルに設立。	府誌 下
3・1 第12回京都博覧会開催 ⁽¹⁾ （～6・8）。	京都博覧協会史略	12・一 西陣織物会所（明10設置）、西陣織物同業組合と改称し、その組織を改正。	府之商工業
3・一 綾部銀行、何鹿郡綾部町に設立（資本金3万円）。	京都金融史	12・一 陶器画工組合認可。	府序文書 明18-55
3・一 東京において開催の水産博覧会に府下からも出品。	府序文書 明15-46	この年	
3・一 府、綾部士族授産製紙工場を払下げる（綾部製紙会社となる）。	綾部町史	▷ 京都米穀商組合設立。	日出 明25・2・14
3・一 福知山士族授産協同社、政府から資金をうけ座縫製糸工場を設立。	三丹蚕業郷土史	▷ 中川幸七、松茸の缶詰製造業始める。	京都貿易史
4・2 上下京の商工業者は同業組合規約を定め、6・30限り府の認可を受けるよう布達。 ⁽²⁾	布達甲19号	▷ 京都糸物商工上組合・下組合の団結なる。	府著名物産調
4・9 輸出茶の粗製を戒告。	布達乙58号	▷ 永井喜七、繡子用バッタンを案出。	西陣機業の研究
4・19 伏見倉庫（株）を紀伊郡伏見東菱屋町に設立（府下の初め。代表者江崎権兵衛、資本金2万円）。	府の商工業、京都商工会議所史	▷ 紅入友禅写染が大いに行なわれる。	近代友禅史
4・25 壳薬規則外製剤取締規則制定。	布達甲31号	▷ 安本宗七、西陣共進織物会社において、輸入力織機を組立て蒸気機関によって繡子製織。	西陣史
4・一 第一倉庫（株）を紀伊郡柳原町に設立（資本金7万5,000円、米穀・紙・煙草・砂糖等受託）。	紀伊郡現勢一班	▷ 川島織物所川島甚兵衛、堀川一条の工場を改築し、事業拡張。	京都貿易史
4・一 京都味噌醤油商組合設立。	府醤油協組10年記念誌	▷ 織殿に仏国式「ドビー」「ラチャール」と称する機械を購入。これを機釣といい、のち西陣に普及。	府著名物産調
4・一 京都漆商組合設立。	京都商工要覽	▷ 西陣では、織物の不景気で休業の状態となり、織工から車夫になるもの多数。	立憲政黨新聞 2・21
4・一 染物業者組合設立。	府著名物産調	▷ 西陣帶地は繡珍・どんすで占める。	日出 明40・9・30
4・一 大倉組、祇園万亭・歌舞練場前に移動式弧光灯発電機で電灯を紹介。	京都電灯50年史		
4・一 府、商工業者による勧業諮詢会を設置、疏水事業について諮詢。	京都商工会議所史		
5・一 アムステルダム博覧会参加。	京都貿易史		
6・一 明瞭銀行、何鹿郡本宮町に創立（資本金3万円）。	府勸業統計 明21		

参 考	日 本
(1) 第12回京都博覧会、御苑内常設会場において開催。出品人893人、出品物279,527点、通券5銭、入場者117,039人、入場料5,122円66銭5厘。	京都博覧協会史略
(2) 甲第十九号 四月二日 上下京区内ニ住居又ハ寄留シ別紙種目ノ商業工業ヲ営ムモノハ申合セ左之各項ニ隨ヒ組合ヲ設ケ便宣規約ヲ定メ本年六月三十日限り開申当庁ノ認可ヲ受クベシ爾後之ヲ変換加除スルトキハ其都度開申認可ヲ受クヘシ此旨上下京区一般へ布達候事 但シ組合名称及ヒ役員ノ変換組合人員ノ増減ニ限り名称並ニ役員ノ変換ハ其都度人員ノ増減ハ毎年一月中前年分届出ヘシ 注 商業51業種、工業25業種が対象となり、分合は組合商工の便宣にまかせる。	
	3・10 米国閥税引上（生糸は従前通り無税）。
	3・14 日本銀行、公定歩合をさらに2厘引下げ、2銭4厘とする（10・2、2厘、11・29、1厘、12・10、1厘引下げ）。
	4・1 振替為替制度設定。
	4・1 米商会所仲買人納稅規則実施。
	4・16 深川工作分局（工部省所管）を廃止、セメント工場を浅野總一郎に貸下げ、明17払下。
	5・5 国立銀行条例を改正（各国立銀行発行紙幣の消却を命令。営業期間を免許後20年とし、満期後の普通銀行転換を認める）。
	5・14 製茶共進会規則制定。
	5・16 府県農工商諮詢會規則廢止、勸業諮詢會ならびに勸業委員設置規則制定。
	5・18 農商務省に蚕糸諮詢會設置。
	5・30 大蔵省、日本銀行に各国立銀行紙幣を消却させるため、その手続として銀行紙幣合同消却方法を下付。
	6・一 日本蚕糸協會設立決定。
	7・1 改正煙草税則実施。
	7・31 明18開会の第3回国内勸業博覧会、明22まで開設延期を布告。
	8・4 酒造税則中改正。
	8・15 自転車税廃止。
	8・26 大阪紡績、稼動率増加をはかり夜間作業を行う、このころから紡績業に夜業急速に一般化。
	9・1 第2回製茶共進会神戸で開催。
	9・22 工部省、工作局・鉱山局を廃止し、その事務を省直轄とする。品川工作分局は品川硝子製造所、兵庫・長崎工作分局はそれぞれ兵庫・長崎造船局、各地鉱山分局はそれぞれ佐渡・生野・三池・阿仁・院内鉱山局と改称。
	9・一 新紙幣10円券発行。
	10・16 東京商工会設立認可（10・11東京商法會議所解散）。
	10・31 製茶共進会事務所閉鎖。
	11・5 繭・糸・織物・陶漆器共進会規則制定。
	11・28 東京麹町下町で鹿鳴館開館式。
	11・一 寒暖計の製造に成功。
	12・12 煙草税則中追加改正。
	12・28 古物商取締条例公布（明17・2・1施行）。
	12・28 政府発行紙幣の交換消却のため、金札引換無記名公債証書条例を制定（発行額792万2,000円、利率6分、発行方法は紙幣と交換）。
	この年 ▷ 金融引締、物価下落、商況不振でとくに中産階級以下の生活困窮深まる。

明17(1884)年

京	都	府
3・1 第13回京都博覧会、御苑内常設会場において開催 ⁽¹⁾ (~6・8)。京都博覧協会史略	郎頭取)。田中源太郎翁伝	
3・11 茶業組合準則を布達。布達甲16号	10・1 広業社、与謝郡宮津に創業(織物業)。府治概表 明21	
3・1 第13回京都博覧会ではじめて電気灯を点す。府誌 下	12・1 ニューオリンズ博覧会参加。京都貿易史	
3・1 西陣撚糸再整(株)設立。京都商工要覽	この年	
3・1 梅津製糸工場、加佐郡河西村に設立。舞鶴	▷ 京都綿糸商組合、下京区四条堀町西入ルに設立。府誌 下	
3・1 伏見豆腐商組合設立。伏見町誌	▷ 島津梅治郎、ウイムシャースト式感應起電機を完成。島津製作所史	
3・1 伏見製作所、韓国造幣局設備一式の契約破棄により倒産。京都貿易史	▷ 伊藤忠京都店設立。京都新繁昌記	
4・17 西高瀬川 ^{ふね} 特別税賦課税額制限を定め17年度から施行する旨を布達。 ⁽²⁾ 布達甲23号	▷ 北桑銀行設立。京都金融史	
4・1 京都古道具商組合設立認可。日出 明21・2・19	▷ 京都呉服商業組合設立。日出 大13・2・15	
4・1 府下茶業組合取締所・各郡区茶業組合設立。府茶業史	▷ 川島甚兵衛、工場を設置。 ⁽⁴⁾ 西陣史	
4・1 深草瓦商組合設立(4・30勅第141号設立認可、明18・12・22規約改正、紀伊郡深草村)。府庁文書 明18-55	▷ 一流画家で友禅下絵を描く者増加。近代友禅史	
5・20 荒木清次郎、荒木製茶場を伏見京町南伏見町現勢一班 大5	▷ 染殿の伝習生三田忠兵衛・高松長四郎、染法を修めて帰国。織殿の染色部に入って色染界に貢献。西陣史	
5・1 仏画工組合設立(高倉高辻下ル)。府誌 下	▷ アリザリン染料渡来し、明18には業界に普及。同上	
5・1 京都陶磁器商工異組合(五条坂)認可。7丁目に創業。府庁文書 明19-70、京焼百年の歩み		
5・1 安井清次郎、安井製茶場を伏見京町南伏見町現勢一班 大5		
7・1 京都紙商組合設立。日本紙業史		
8・16 京都株式取引所、東洞院七条下ルに設立(資本金10万円、代表者田中源太郎)。 ⁽³⁾ 市場の沿革		
9・27 京都株式取引所仲買人員60名と限定告示。政經大年表		
9・30 上下京区内に住居または寄留し、明16・4布達の各商工業を営む者は、商工組合に加入するよう布達。布達甲94号		
10・1 『京都滋賀新報』、『中外電報』と改題。日本新聞史		
10・15 地租に関する願届等手続を定め布達。布達甲108号		
10・25 職工10人以上使用する工場は職工賃金・人員・工業景況等を翌年2月中に戸長が取まとめ報告すること、商業もこれに準じることを布達。布達乙235号		
10・29 亀岡銀行設立(8・14田中藏一他から創立願、12月開業、資本金7万円、明26田中源太		

参 考	日 本
(1) 出品人795人、出品物225, 255点、通券5銭、入場者91, 515人、外国人215人、入場料3, 749円87銭。京都博覧協会史略	1・25 古物商取締条例細則制定。
(2) 西高瀬川 ^{ふね} 特別税賦課税額制限は、材木筏1乗に付金5円以内、竹筏1乗に付金50銭以内。	2・1 日本鉄業会設立。
(3) 株式取引所は、明11株式取引所条例により東京と大阪に開業。京都では明16・11・28内貴甚三郎・市田理八・市田文次郎・竹村藤太郎ら10名の有力者が発起人となり政府に創立出願。しかし、当時、米や銀相場で堂島米商会所および大阪株式取引所の役人・仲買人に対する大挙事件があつたため、政府は取引所の新設には難色。発起人らは明17・1・29再出願、田中源太郎・浜岡光哲ら政府に陳情、同年8・16許可をうけた。この間、京都株式取引所の株式申込数は募集を待たずして、総株数の10倍にも達した。京都株式取引所50年史	3・1 農商務省、第1回水産博覧会を上野で開催。
(4) 対朝鮮貿易や縮緬の改良等で次第に西陣機業界に頭角をあらわし、以後実用織物と美術織物で漸次進展。とくに綴織の特技は他の追随を許さず。西陣史	3・3 内務・農商務両省、茶業組合準則頒布、組合組織方令達。
	3・15 地租条例を制定(従来の地租改正条例など、本条例に抵触するものはすべて廃止、地価固定、地租低減の公約廃棄、地租付加税の制限除去)。
	3・22 為替切符を送金手形と改称。
	3・25 賃屋取締条例制定布告(5・5施行)。
	4・11 第3回内国絵画共進会開場式。
	4・16 賃屋取締条例細則制定。
	4・26 日本銀行、公定歩合をさらに2厘引下げ、1銭8厘とする。
	5・1 証券印紙税規則改正(7・1施行)。
	5・1 大阪商船会社開業。
	5・10 勘業資本会社開業式。
	5・20 大蔵省、主税局設置(主税官職制制定)。
	5・20 租税・關稅兩局ならびに地租稅局出張所廃止。
	5・26 兑換銀行券条例を制定(日本銀行に銀貨兌換の日本銀行券を発行させる。7・1施行)。
	6・3 振替為替規則制定。
	6・7 商標条例を制定(登録商標には15年間の専用権を与える。不正な輸出競争防止のため。10・1施行)。
	6・30 大蔵省為換方廃止。
	7・3 日本銀行、公定歩合を2厘引上げ、2銭とする。(7・18、1厘、8・12、1厘、11・19、2厘引上げ)。
	7・6 長崎造船局(工部省所管)を廃止し、工場全部を郵便汽船三菱会社に貸下げ、長崎造船所と改称、明20払下げ。
	7・28 証券印紙規則改正。
	7・1 銀貨・紙幣の差はほとんど消滅(銀貨相場1円47銭となる)。
	8・16 大阪造幣局、紙幣と銀貨の交換を差止。
	9・20 大蔵省、証券条例制定。
	10・28 会計年度を改正(明19以降毎年4・1から起算)。
	11・26 駅伝営業取締準則制定。
	11・29 農商務省、同業組合準則を定め府県に頒布(同業組合結成奨励のため)。
	12・26 太政官、前田正名『興業意見』30巻を承認(在来諸産業の現状・原因などの全国的調査に基づく殖産興業政策の方針案)。
	この年
	▷ 松方デフレ政策による不景氣と凶作で農民の生活深刻化。

京 都 府	
1・17 竹野縮緬会社設立（資本金3万円、縮緬生糸販売）。 日出 9・21	7・1 京都建具組合設立。府誌 下 7・1 稲畠勝太郎、仏國より帰国（府から仏國リヨンへ色染法研究のため派遣され、帰國後織殿の染色部に入り色染界に貢献）。 明治文化と明石博高翁
1・1 北桑融通会社設立（山国村比賀江、資本金2万円、材木商向け金融機関）。 北桑田郡誌 近代篇	8・12 京都刺繡業組合設立認可（組合員356名）。 日出 8・15
2・1 京都製造醤油組合設立 府誌 下 2・1 峰山運送会社設立（のちの三和運送会社、日通峰山営業所、資本金5万円）。 峰山郷土史、中郡現勢一班 大4	8・19 府、丹後縮緬改良を諭告（丹後縮緬業界は競争激しく、粗製濫造・価格低下がはなはだしいため）。 日出 8・20
3・1 第14回京都博覧会開催（出品者1,000人、出品点数19万点、入場者55,000人、入場料収入2,000円、財界不振をきわめたため、前年に比べ出品者を除きすべて減少、入場料通し券5銭。 ~6・8）。 京都博覧協会史略	8・1 海川魚鳥組合設立（事務所柳馬場御池北）。 日出 8・7
3・下 制度取調局の係官、『西陣織物衰頽景況書』提出（~4・上） 大森文書	8・1 栗田陶商工組合設立（栗田陶器の製造者および売買人が組合員）。 日出 8・13
3・1 島津梅次郎、イギリス人技師を助手として、祇園都踊りに京都最初の電灯をつける。 島津製作所史、京都百年 222	9・3 府、集産場（明9・18の参考参照）を閉鎖（年々損失がかさむため）。 日出 9・4
4・10 『日出新聞』発刊（『中外電報』の身替り新聞、社長浜岡光哲、以後明治・大正・昭和を京都の最有力新聞として発展。昭17・4・1『京都日々新聞』を合併、『京都新聞』と改称）。浜岡光哲翁77年史	9・1 島津源蔵、感應起電機を試作。 京都貿易史
4・13 同業組合準則を定め、準則に抵触する組合は更に規約の認可を受けるよう布達。 ⁽¹⁾ 布達甲50号	10・20 西陣織物市場、新築に着手（大宮一条南）。 日出 10・20
4・23 朝日新聞京都支局開業（三条御幸町西）。 日出 4・25	11・1 駅伝営業取締所設置認可（府下に10ヵ所）。 日出 10・31
4・1 西陣織物製造業組合設立（京都市一円の機業家を組合員とし、製品の種類により8部に大別、粗製防止のため証紙貼用と製造印の押捺、優秀品の保護奨励を行ない、仲買商に対しては不売同盟で対抗。事務所は智恵光院一条北、明22ごろから有名無実となる）。織物の西陣、西陣史	11・16 京都株式取引所、下京区錦小路東洞院東入ルに移転。 日出 11・18、府勧業統計 明22
4・1 下京の早川甚兵衛、陶器金色水を発明。 日出 4・24	11・1 丹後縮緬集産会、与謝郡四辻村で開催（縮緬の名声回復をはかる）。 日出 11・27
4・1 京都塩醤油商組合設立。 府醤油協組10年記念誌、府勧業統計	11・1 京都商工会議所、烏丸夷川南に移転。 京都貿易史
5・7 茶葉取締所、京都旧勧業場から伏見丹波橋東詰に移転。 日出 5・8	11・1 京都陶器画工組合設立。 府庁文書 明18-55
5・15 山城製茶会社開業（出張所を神戸の亞米一商会内に設け、北米への直輸出を行なう。資本金3万円、有限責任、営業期間は明24・4まで）。 日出 5・2・15、府茶業史	12・4 西陣織物市場開市（西陣の機業家が、西陣機業改善のため、仲買商の同意をえて設立。毎月2、4、7、9日に開市し、従来の値引き・割引等の悪風を絶つ。しかし、明19・5ごろ仲買商から市場廃止の声が出、明20に至り休業、旧來の機業家対仲買商の相対取引が復活）。 西陣史、府著名物産調
6・5 府、二条城から現在地（上京区下立売通新町）に庁舎を移転。 日出 6・6	12・28 京都建築業組合設立。府誌 下 12・1 京都飾銅商工組合設立認可（事務所下京30組西境町）。 日出 12・28
7・1 菓子商、菓子税施行の影響により続々廃業。 日出 7・30	12・1 丹後縮緬業組合設立（明18・12・19総代竹野郡鳥取村長嶋徳右衛門他からの「丹後国三郡（与謝・中・竹野）縮緬業組合取締規約認可願」12・25勅第677号認可）。 府庁文書 明18-55
7・1 奥村猛（奥村電気商会）、電気機械の製造開始。 府誌 下	

参 考	日 本
(1) 甲第五十号 四月十三日 同業組合準則左ノ通知相定候条此旨布達候事 但明治十六年四月当庁甲第十九号布達上下京一般ニ基キ組合ノ認可ヲ受ケシ分ニテ此準則ニ抵触スルモノハ來ル六月三十日限更正又ハ追加規約ヲ作り更ニ開申認可ヲ請フヘシ 同業組合準則 第一条 農工商ノ業ニ從事スル者ニシテ同業者或ハ其営業上ノ利害ヲ共ニスル者組合ヲ設ケントスルトキハ適宜ニ地区ヲ定メ其地区内同業者四分ノ三以上ノ同意ヲ以規約ヲ作り当庁ノ認可ヲ請フ可シ (以下第11条まで略) 注 ついで4・13甲第51号をもって組合地区内で新規開業者は開業申出の書面に組長の奥印を受けるよう布達。更に12・10甲第177号をもって「同業組合準則は重要物産の改良蕃殖に関する農工商業者の組合に限り適用」する旨を布達。 同業組合組織状況(府下)	2・1 日銀、公定歩合を2厘引上げ、2銭6厘とする。 3・21 日本、万国郵便連合為替約定に加入（2・5公布、4・1実施）。 4・1 日銀、公定歩合を2厘引下げ、2銭4厘とする（4・7、1厘、5・9、1厘、8・6、2厘、8・25、1厘引下げ）。 4・18 専売特許条例および専売特許手続制定（7・1施行、8・14初めて7件の特許を許可）。 5・6 大日本製薬(株)開業。 5・8 菓子税則・醤油税則を制定（営業税、製造・造石税賦課）。7・1施行）。 5・9 わが国最初の兌換券発行（1円、5円、10円、20円、50円、100円、200円の7種を発行。昭14・3末まで通用）。 8・28 東京府、東京瓦斯局を渋沢栄一・大倉喜八郎らに24万円で払下げ許可（10・1交付、東京瓦斯会社成立、営業開始、資本金27万円）。 9・29 日本郵船会社設立許可（郵便汽船三菱・共同運輸の両社合併による。資本金1,100万円。社長森岡昌純、10・1開業）。 10・20 政府、メートル法条約に加入調印（明19・4・20公布）。 11・2 蚕糸業組合準則を制定（農商務省達）。 11・11 足利商工会など同地有志、足利織物講習所を設立（足利織物の信用回復を目的に、和洋折衷染色の実習を行なう。明19、京都・桐生・伊勢崎にも染色講習所設立）。 11・29 国産移動式発電機により、わが国最初の白熱電灯40個点灯。 この年 △ 明16・7からこの年末まで日銀で消却した銀行紙幣高、160万円余にのぼる（銀貨・紙幣の差ほとんど消滅）。 △ 紙幣整理による不況、その極に達する（いわゆる松方デフレ）。
年 次	組合数
明18・5現在	111
明19	105
明20	129
明21	125
備 考	
	衣服・同付属物品 46 飲食物・日用品 23 建築 5 仮具、質屋、旅宿 10 器具 27
	大組合は染業(13,597戸)、西陣織物(1,623戸)、蚕糸業(27,767戸)、上京古道具商(700戸)、下京古道具商(1,670戸)などで、農事関係は少い。
	前年比4組合を減す。古道具・古衣商が取締規則実施により組合解散のため。
資料 明18・5は日出明18・5・24、明19～21は府勧業統計による。	
↗ この年	
	△ 藍染底で京都・阿波ともに上景気、上下京の紺染業104戸、染工243人。 △ このごろ竹野郡の安達祐左衛門、絹紡績でちりめんを織り一時好評。 △ 京都市内における5万円以上の資産家は、府勧業課の調査によると、油小路通二条南の三井八郎右衛門、東洞院押小路南の下村正太郎等16名。 △ 不況深刻、失業して車夫に転ずる者多し、市中の空家1万407戸。

京 都 府	
1・2 京都第百五十三国立銀行、京都第百十一国立銀行に合併。	京都商工要覧
1・1 西陣織物市場、中立壳黒門上ルに新築落成。	西陣織物館記
1・1 輸出扇子業界、英米各国より続々注文をうけ好況（職工賃金も昨年に比べ約1割上昇）。	日出 1・8
2・5 京都の染物業者、第1回染工集談会を開催（馬淵喜兵衛等の発起により、稻畠勝太郎・三田忠兵衛・高松長四郎に依頼、毎月3~4回染物改良について談合）。	日出 2・14
2・13 京都漆組合設立。	府誌 下
2・1 浜口富三郎、紀伊郡東九条村に工場をつくり罐詰製造をはじめめる。	同上
3・12 京都半襟商組合設立。府誌 下、家業	同上
3・15 川島甚兵衛、西陣織・丹後縮緬等京都物産の輸出仲長のため歐州へ出発。	日出 3・16
3・25 京都呉服商業組合設立（関東諸織物・地方生絹卸売業者が設立）。	府誌 下、家業
3・25 京都絵具染料商組合設立。	府誌 下
3・1 京都縫物工組合設立。	同上
3・1 京都麵類商組合設立。	同上
3・1 京都酒類仲立商組合設立。	同上
3・1 与謝郡蚕糸業組合設立（事務所宮津町、4・1事務開始）。	与謝郡誌
4・7 京都地金鉄物卸商組合設立。府誌 下	
4・11 京都色染織物繡糸共進会開催（京都博覧会社・京都商工会議所共催、色染・織物・繡糸参考品を展示、明4からはじまった博覧会は本年から形を変える。～5・16）。	
京都博覧会沿革誌、明治文化と明石博高翁	
4・13 京都菓子商組合設立（製造・卸・小売組合員8,000、明17菓子税が課され粗製濫壳の弊を生じたので、組合を結成し改良にあたる、明19組合大にすぎ小売分離をはかる）。	府誌 下、日出 5・7
4・1 京都造醤油塩商組合設立。	府醤油協組10年記念誌
4・1 各郡に蚕糸同業組合設立。	府農業発達史
5・1 似玉堂（印刷）設立。府統計書 明44	
7・22 京都紅葉組合規約認可（勅第551号）。	府序文書 明19-70
8・1 魚鳥と乾物の組合合併して、組合員2,000余名の大組合となる。	日出 8・11
9・29 京都商工銀行設立（京都唯一の本店銀	
行、東洞院六角下ル、資本金50万円、10・15開業、大5・12第一銀行に合併）。	京都商工要覧
10・11 京都染工講習所開業（木村勘兵衛・石田嘉兵衛の発意により、染色法を講究し輸入染料等の使用法を習得させる）。	日出 10・10、近代友禅史、府誌 下
10・1 竹皮商組合設立。	府誌 下
11・3 西陣織物業界、毎月1日・15日のほか大祭日は休業に決め、本日から実施。	日出 11・3
11・21 京都美術彫刻業組合設立許可（仮事務所下京区寺町四条南岡本喜兵衛方）。	日出 11・25
11・1 京都酒造商・酒商組合設立（上下京区内の酒造家142戸・請酒家700戸は、別の組合に属していたが1組合に統合、組長安村吉兵衛）。	同上
この年	
▷ 不景気により農家増加、商工業者減少（現在農272千人、工42千人、商人96千、計410千人、專業農家ふえ、商工は廃業・失職が原因）。	日出 8・27
▷ 有本商店設立（三条柳馬場、洋服商有本嘉兵衛、明14・9・15有本（資）に改組）。	京都商工名鑑
▷ 京都糸物商組合設立。	府誌 下
▷ 京都履物商組合設立。	同上
▷ 京都玩弄商組合設立（明29京人形組合と改め、さらに明44同業組合に改組）。	同上
▷ 大工職も競争激甚、組合協定（上等30銭、中等27銭、下等25銭）も守られにくい。	日出 7・4
▷ 湯屋競争激甚、上京区内は7・1~9・30の行水期間中は3厘ときめたが、休業した方がよいとの声あがる。	日出 7・9
▷ 安井常吉他2件特許をうける。	府勧業統計 明22
▷ 京都府立撫糸場繁忙	
愛宕郡田中村の京都府立撫糸場は毎月合糸70貫・諸糸40貫を撫製し、西陣上等繡子および博多の立織に供給しているが、最近西陣の需要が増加し、現在の女工25名では多忙をきわめ、新しく女工を求めている。賃銭は10~15銭。	日出 5・1
▷ 西陣織物、丹後ちりめんの不況づく。 ⁽¹⁾	
▷ 陶磁器業界再編成。 ⁽²⁾ 府序文書 明19-70	
▷ 政府、明23にかけて西陣の技術指導を行う。	商工政策史12巻

参 考		日 本	
(1) 明15ごろから年々不景気であるが、同16新發明鹿の子織帯地（9尺1本につき4円50銭～5円）が一時流行したが、まもなく粗製に流れたため価値を落し、同17・7から翌年に至って追々下落し最底1円50銭となる。次に紋織小倉帯（1本70銭）を織出したが、これも維持できず、同様粗製に流れ25銭で競争する有様、上等品の売行き不振。		1・4 日銀、不換紙幣の正貨兌換を開始。同日兌換紙幣5円券を発行。	
10・11 京都染工講習所開業（木村勘兵衛・石田嘉兵衛の発意により、染色法を講究し輸入染料等の使用法を習得させる）。		2・26 専売特許局設置（専売特許および意匠登録・商標登録に関する事務を取扱う）。	
11・21 京都美術彫刻業組合設立許可（仮事務所下京区寺町四条南岡本喜兵衛方）。		3・20 旧銅貨天保通宝、4・1から各その序下の現金支払所において新銅貨と交換するよう令達（4・1実施）。	
この年		3・1 大日本織物協会設立。	
(2) 陶磁器業界は明18同業組合準則により、陶器商組合（明17・5・20認可、同19・1規約改正、同19・6陶器商工組合規約認可、商工分立）、粟田陶器商組合（明18・8認可）、京都陶器商組合（明16清水・粟田から分立）、陶器画工組合（明16・12認可、同18・11規約改正）の4組合に再編された。		6・12 日本最初の工場ストライキ（山形県甲府の雨宮製糸場の女子工員約200人は、実働時間14時間を30分延長および上等女工1日32~33銭の賃金10銭引下げ等に反対して、出勤を拒否、經營者は労働時間1時間短縮等をのんで解決、その後甲府では争議が発生したが、製糸会社の經營者が団結して女工は次第に劣弱な地位に立たされる）。	
府序文書 明19-70、日出 2・19		6・25 内務省、日本薬局方を公布（基本的薬剤の標準判定法を記述、薬剤使用の基礎を確立。明20・7・1施行）。	
組合概況		6・1 大阪紡績会社、第2工場でミユール機と共にリング機4020錘の操業開始（英國プラット製）。	
名 称		7・5 東京電灯会社（資本金20万円）、一般電灯営業開始。	
陶器商組合（五条坂、清水坂）		10・14 日銀、公定歩合を1.5厘引上げ、1銭5厘とする（10・22、1厘引上げ）。	
粟田焼陶器商		11・5 伊勢屋丹治呉服店、神田旅籠町に開店（伊勢丹の始め）。	
京都陶器商		この年	
陶器画工		▷ 下半期より鉄道事業をはじめとし、紡績業・鉱山業などに新規会社設立の機運おこる（～明22、いわゆる＜企業勃興＞）。	
府勧業統計 明21		府序文書 明19-70、日出 2・19による	

京 都 府	
1・23 淀川商船仲次会社開業。日出 1・21	5・22 京都倉庫会社開業(下京区七条停留所前、資本金5万円、代表田中源太郎)。
2・19 第一絹糸紡績会社設立(上京区川端丸太町下ル東竹屋町中村忠兵衛等設立、屑糸紡績、資本金20万円、錘数3,000、明22・6開業式、明35他の会社と合同絹糸紡績会社となり、同44鐘淵紡績(株)と合併)。日出 22・4・30	田中源太郎翁伝、日出 5・19
2・1 末広麥酒会社設立(下京区徳万町)。府勧業統計 明21	5・30 葛野郡西ノ京村字合田に共同屠牛場新築。日出 6・2・25、26
2・1 京都蚕糸取引所設立(資本金10万円、明32京都米穀取引所に合併して京都米穀商品取引所と改称、資本金7万を増額して米穀・蚕糸・綿糸の取引きを行ない、明41・3 京都取引所(株)に合併、株式・米穀・蚕糸・綿糸等の取引きを行なう)。市場の沿革	5・1 京都名取組製糸場を生糸会社と改称(三条御幸町に事務所を設立)。日出 5・1
3・17 八幡紡績会社設立(綴喜郡八幡荘、資本金7万5,000円)。日出 明21・3・21	5・1 天田郡雲原村に曾根製糸場設立。府勧業統計 明35
3・22 京都共進織物会社設立(資本金10万円、中立壳大富西、発起人山田長左衛門他、明22解散)。日出 21・9・21、22・1・6	5・1 京都味噌商組合設立。府誌 下
3・31 京都洋服会社設立(上京区下本能寺前町、資本金10万円)。日出 明22・4・11	5・1 染殿創立(下京祇園町南側)。府勧業統計 明21
4・4 京都製糸(資)設立(吉田町、資本金3万円、代表者中村忠兵衛、明35第一絹糸紡績会社が他会社と合同の際に参加して解散)。京都商工要覧、府勧業統計 明21	6・1 西陣機業会社創業(3月設立、元誓願寺大宮西、資本金15万円、発起人小山米太郎他20余名、西陣ネル製造・支那輸出)。日出 明23・1・23
4・26 西陣機業会社設立(上京17組中橋詰町、資本金15万円、フランネル製造、明23解散)。織物の西陣、府勧業統計 明21	9・15 葛野郡下嵯峨村に嵯峨木材会社開業(資本金3万円、発起人河原林義雄)。日出 8・21
4・28 第一砂糖会社設立(烏丸四条南、資本金10万円、発起人上島安兵衛他、7・10開業)。日出 4・30、7・17、明21・9・21	9・21 京都銅器鑄物工商組合設立。府誌 下
5・5 京都織物会社設立(上京区一ノ船入町、織殿の払下げをうけ一流の技術陣、資本金50万円、明21・7 吉田下阿達町に工場用地の払下げをうけ明23・4開業)。府勧業統計 明21	9・1 綴喜郡美豆村に浮田醤油(資)設立(資本金8万円)。綴喜郡誌
5・9 商工組合加入廃業届を徹底するよう布達、商工組合地区内の新規開業者は必ず組合に加入し、廃業の場合は届出るよう、さきの布達を改正)。府令74号	10・1 西陣紋織(資)設立(上京区古美濃部町、資本金5万円、明25休業状態)。府勧業統計 明21、織物の西陣
5・15 京都陶器会社設立(資本金20万円、社長山添直次郎、原料高と固定資産過大投資のため明25整理)。京焼百年の歩み	10・1 京都餅菓子商組合設立。府誌 下
5・15 福知山銀行開業(4・5設立、本店天田郡福知山吳服町、資本金5万円、発起人佐藤治兵衛・片岡久兵衛・高木重兵衛等)。府治概表 明20、日出 5・21	11・1 京都電灯会社設立(10・7 発起人会開催、資本金20万円、社長田中源太郎、本社河原町娟葉師南、明22・7・21開業)。京都貿易史
5・17 関西貿易会社設立(三条鈴屋町、代表浜岡光哲、資本金50万円、内外各地に支店出張所を設け、各種物産の直接輸出を行なう、明34解散)。京都商工会議所史、日出 5・7	11・15 丹後物産会開催(会場宮津小学校、丹後全域の物産展示。~11・24)。府勧業統計 明21
	12・1 伏見菓子商組合開業(事務所伏見新町)。日出 12・2
	12・22 幹山陶器会社設立(資本金5万円、陶器製造販売)。日出 明21・9・21
	12・1 西陣織物仲買人上下両組合併。日出 12・14
	この年
	▷ いわゆる会社熱、 ⁽²⁾ 市況回復。
	▷ 京都貿易商組合設立。京都貿易史
	▷ 安本宗七、細中織物用の四巾装置のバッタソを案出し、ネームを製織。織物の西陣
	▷ 何鹿郡中筋村に羽室組製糸工場設立。郡は製糸60年史
	▷ 寒天業者(京都大阪兵庫)共同し、組合規約を設け農商務大臣の認可をうける。明22瓦解。府勧業統計 明22
	▷ 銀銅鉱5カ所、鉛鉱2カ所、陶土4カ所の試掘許可。同上

参 考	日 本
(1) 米国向日用必需品の大量生産体制により不振挽回の意気込みで出発。わが国の陶磁器輸出は明10ごろの80万円が明20ごろは20万円余と不振、一方仏國からの米国向けは1,200万円に増加。仏國のアビラシ製造場の如きは職工1千人を使役し、職工賃は日本の4倍。そこで工場制・日本人の器用・低賃金で対抗していくと考えた。発起人は田中源太郎・浜岡光哲・内貴甚三郎ほか、工場長山添直次郎、工場は紀伊郡深草村福稲(東福寺附近)、資本金20万円、従業員125人で発足。明12有田香蘭社の洋式機械利用失敗のあと有田精磁社と同時に乗り出し、発足後固定資産に資金利用しうぎ成績上らず。明23・6から1年間に4,900円の損金をだし配当一度もなし、24・7 規模縮少。26・7 内地向生産転換をはかれず失敗、32年解散。	1・24 日銀、公定歩合を1厘引下げ、1錢5厘とする。
(2) 府下の新設会社(前掲した以外のもの)	1・29 大阪撫糸会社設立許可。
工 業	3・28 天満紡績会社設立許可(大阪、資本金45万円、1万5,000錘、明22・1開業)。
名称 営業種類 資本金 創立年月 位 置	4・1 藤田組・大倉組共同経営により陸海軍需品の供給を目的として内外用達会社を組織。
京都養蚕 養蚕 100 明20・7 上京28組柿本町	5・14 取引所条例公布(9・1施行、ただし、米商会所条例・株式取引所条例は、両所の営業満期を待って廃止)。
丹波殖牛社 牛種養殖 1 20・8 船井郡橋爪村	6・7 長崎造船所(大蔵省所管)を三菱社に払下げ、明21・12・1 三菱造船所と改称。
南桑田蚕桑 養蚕製糸 30 20・9 南桑田郡龜岡内丸太町	7・7 横浜正金銀行条例公布。
北桑養蚕〃 10〃 北桑田郡周山村	9・1 日本麥酒醸造会社設立(東京、資本金15万円、大日本麥酒(株)の前身の一つ、12・12生産開始)。
葛野郡養蚕〃 50 20・10 葛野郡天竜寺村	11・29 東京電灯会社第二電灯局、市内配電を開始(最初の公衆用配電、直流200V、火力発電)。
京都牧畜 牧畜 100 20・12 同郡西京村	12・1 東京手形取引付属交換所開設。
京都製糸 製糸 100 20・4 上京組吉田町	12・17 倉敷紡績所設立許可(資本金20万円、のちの倉敷紡績(株)、明21・10開業)。
大阪生糸分社〃 100 20・6 上京東丸太町	12・1 四日市製紙会社設立。
立原製糸〃 3 20・6 天田郡野花村	▷ 明20年中の全国の新設会社
柳池織物 南京織子 100 明20・3 上京30組虎石町	新設諸会社の数がとくに多かったため農商務省が各府県に照会して、まとめたところによれば、新設会社数は549で、この資本金は約6,805万円となり、増株会社数は53で、この増加資本金は約1,061万円となっている。以上の会社を業種別にみると農業会社34(資本金約39万円)・商業会社325(資本金約6,078万円)・工業会社243(資本金約1,750万円)。
山城醤油 醬油 50 20・7 綴喜郡美豆村	この年ごろ
商 業	▷ 物産改良運動おこる(各産地の過当競走を反省、産地の製品の質と信用を高める)。
第一砂糖 砂糖 50 20・4 下京11組水銀屋町	
関西貿易 輸出 500 20・5 下京4組御射山町	
淀川汽船 汽船往復100 20・5 紀伊郡伏見南浜	
嵯峨木材 委託販売 30 20・5 葛野郡下嵯峨村	
京都製茶 輸出 50 20・6 下京10組麓町	
共盛廻送 運送荷預 10 20・8 葛野郡壬生村	
山本運輸 運送 1 20・6 綴喜郡三山村	
京都電灯 電灯設備100 20・11 下京4組御射山町	
京都倉庫 貨物保管 50 20・4 駅前	
	府勧業統計 明21